
北区の青少年

(令和6年度版)



東京都北区

はじめに

次代を担う青少年が、より安全・安心で健全な環境のなかで心身ともに健やかに明るい希望を抱いて成長することは、北区民をはじめすべての人の願いです。

しかし、携帯電話やスマートフォンの普及に伴い、青少年が有害で危険な情報に容易に接することが可能になり、SNS等により青少年が被害者や加害者となる犯罪や事件の要因ともなっています。また、少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化にともない、ひきこもりやニートなど青少年が社会性を身につけ、自立することが困難な状況は深刻化しています。さらに、児童虐待やいじめを起因とした痛ましい事件の発生が社会問題となるなど青少年に関わる問題は多岐に渡っています。

こうした状況にあっても、未来ある青少年の健全な育成と自立に向けた支援は地域社会の重要な課題です。国、地方公共団体、関係団体などがそれぞれの役割、責任を果たしつつ相互に協力するとともに、地域が一体となって青少年を取り巻く問題に対応していく必要があります。

北区では、青少年の健全育成を推進するために、北区青少年問題協議会の策定した「北区青少年健全育成活動基本方針」に基づき、家庭、学校、地域の連携、協力を努め、北区で育って良かったと実感できるような青少年健全育成活動に取り組んでいます。

子どもを育む地域社会づくりのために、青少年健全育成活動に関わる地域の皆様のより一層のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

この冊子は、青少年地区委員会をはじめとする北区における青少年健全育成事業についてまとめたものです。青少年の健全育成活動に携わる方々の今後の活動にご活用いただければ幸いです。

令和6年12月

北区教育委員会事務局
教育振興部 生涯学習・学校地域連携課

目 次

第Ⅰ章 北区の青少年をとりまく現状 ————— 1

1. 青少年人口の推移 ————— 1

2. 非行少年等の状況 ————— 3

3. 児童虐待の状況 ————— 5

第Ⅱ章 青少年健全育成関係組織 ————— 6

1. 青少年問題協議会 ————— 6

2. 青少年地区委員会 ————— 7

3. 青少年地区協議会 ————— 7

4. 青少年委員会 ————— 8

5. スポーツ推進委員 ————— 9

6. 保護司会 ————— 9

7. 民生委員児童委員協議会 ————— 9

第Ⅲ章 北区の青少年健全育成事業 ————— 10

1. 青少年地区委員会事業 ————— 10

2. 社会を明るくする運動	31
3. 地域環境浄化活動（あいさつ運動）	32
4. 北区子どもかがやき顕彰	34
5. 東京都青少年健全育成協力員	35
6. 夕焼けチャイム	35
7. 社会教育事業（詳細は教育委員会発行「北区の教育」を参照）	35
8. スポーツ推進事業（スポーツ推進課）	36
9. 児童館事業（子どもわくわく課）	37
10. 放課後子ども総合プラン〔わくわく☆ひろば〕（子どもわくわく課）	38
11. 子ども支援事業（子ども家庭支援センター）	40

＜参考資料＞

○東京都北区青少年健全育成関係組織図	46
○令和6年度北区青少年健全育成活動基本方針	47
○東京都北区青少年問題協議会条例	73
○東京都北区青少年問題協議会要綱	75
○東京都北区青少年地区協議会細則基準	77
○東京都北区青少年地区委員会規約基準	78

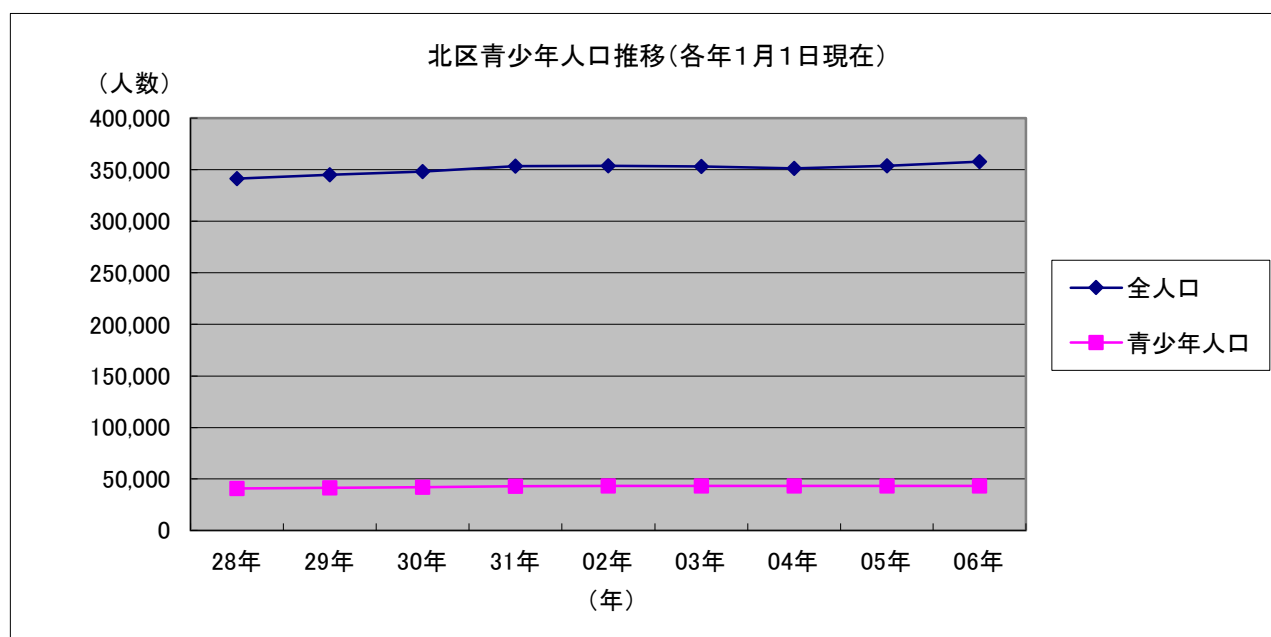
第Ⅰ章 北区の青少年をとりまく現状

1. 青少年人口の推移

北区内に居住している18歳未満の青少年人口は、令和6年1月1日現在43,405人（注）で、昨年と比較するとわずかに増加している。また、全体に占める割合はほぼ横ばい状態が続いている。また、東京都全体の青少年人口は昨年度と比較して減少しているが、全体に占める割合はほぼ横ばいとなっている。

（1）北区の青少年人口推移（各年1月1日現在、住民基本台帳より）

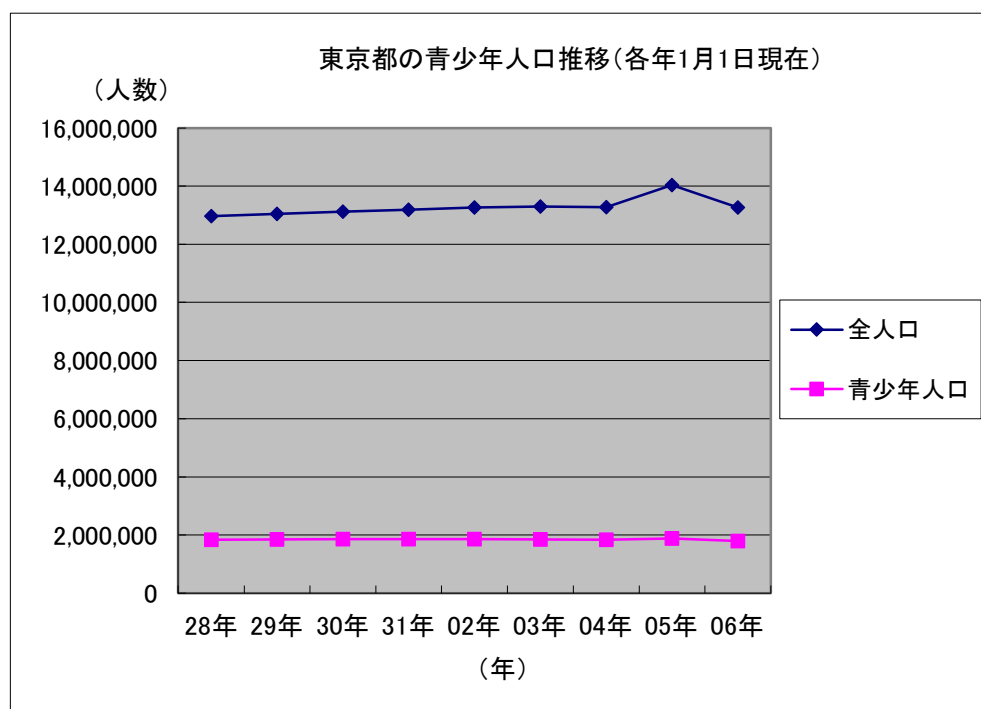
	全人口(人) (a)	青少年人口(人) (b)	構成比(%) (b/a)
平成28年	341,252	40,776	11.9
平成29年	345,149	41,539	12.0
平成30年	348,030	42,034	12.1
平成31年	353,528	42,880	12.1
令和2年	353,908	43,190	12.2
令和3年	353,158	43,362	12.2
令和4年	351,278	43,206	12.2
令和5年	353,732	43,176	12.2
令和6年	353,701	43,405	12.1



（注）平成25年以降は外国人住民を含む。

(2)東京都の青少年人口推移(各年1月1日現在、東京都ホームページより)

	全人口(人) (a)	青少年人口(人) (b)	構成比(%) (b/a)
平成28年	12,966,307	1,841,428	14.2
平成29年	13,043,707	1,849,969	14.2
平成30年	13,115,848	1,856,454	14.2
平成31年	13,189,049	1,859,744	14.1
令和2年	13,257,596	1,857,435	14.0
令和3年	13,297,089	1,851,303	13.9
令和4年	13,277,052	1,833,366	13.8
令和5年	14,034,861	1,883,030	13.4
令和6年	13,264,486	1,794,875	13.5



(注) 東京都の統計は外国人人口を含まない。



2. 非行少年等の状況

[資料:警視庁]

(1)北区における非行少年等の検挙・補導状況

(単位:人)

区 分	年	30 年	元年	2 年	3 年	4 年	5 年
非 行 少 年	犯罪少年 (注1)	86	50	52	52	48	51
	触法少年 (注2)	51	26	24	16	31	24
	ぐ犯少年 (注3)	30	16	14	8	2	0
	小 計	167	92	90	76	81	75
不良行為少年 (注4)		733	1,026	840	430	328	510
合 計		1,007	668	520	301	490	585

※注1 犯罪少年……罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいう。

※注2 触法少年……刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年をいう。

※注3 ぐ犯少年……保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。

※注4 不良行為少年……非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をした少年をいう。

(2)北区における非行少年の学識別検挙・補導状況

(単位:人)

	小学生	中学生	高校生	大学生	その他学生	有 職	無 職	合 計
令和5年	20	10	18	3	4	7	13	75
令和4年	27	7	30	1	3	3	10	81
増 減	△7	3	△12	2	1	4	3	△6

(3)北区における刑法犯罪種別検挙・補導状況[刑法犯少年(注)]

(単位:人)

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	合 計
令和5年	2	10	22	8	3	20	65
令和4年	0	15	27	9	0	15	66
増 減	2	△5	△5	△1	3	5	△1

※注 刑法犯少年……刑法に規定する罪を犯した犯罪少年及び同法に触れる行為をした触法少年の総称をいう。

ただし交通事故による業務上過失致死(傷)罪を除く。

(4)北区における特別法犯罪種別検挙・補導状況[特別法犯少年(注)] (単位:人)

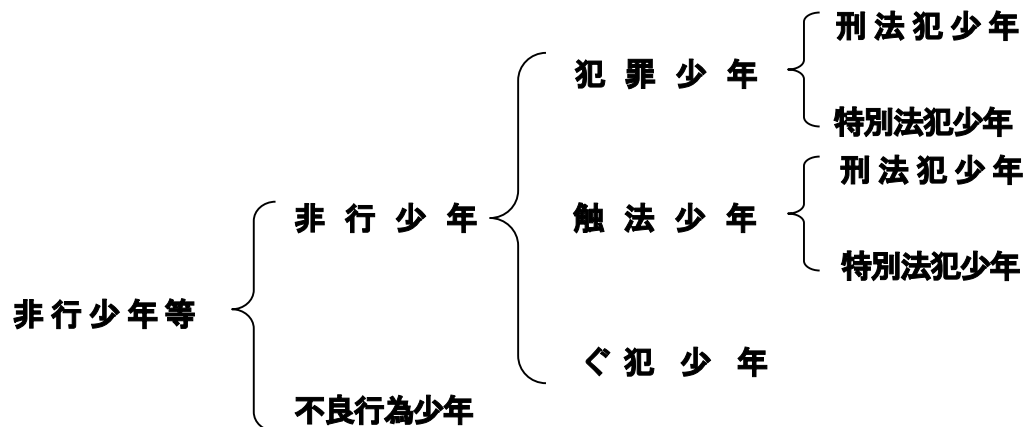
	軽 犯	銃刀法	覚醒剤	大 麻	毒劇法	その他	合 計
令和5年	0	0	0	1	0	9	10
令和4年	3	0	0	1	0	9	13
増 減	1	0	0	△4	0	1	△3

※注 特別法犯少年…刑法及び交通法令以外の刑罰法令に違反する行為をした犯罪少年及び触法少年をいう。

(5)北区における不良行為少年の補導状況 (単位:人)

	喫 煙	深夜はいかい	飲 酒	家 出	怠 学	指定行為	その他	合 計
令和5年	29	302	5	3	1	0	170	510
令和4年	33	187	18	0	2	0	88	328
増 減	△4	115	△13	3	△1	0	82	182

<参考図>



3. 児童虐待の状況

[資料:東京都北児童相談所]

① 虐待に関する相談受案件数の推移 (単位:件)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
北 区 内	362	530	563	568	584	671
北児童相談所管内	1228	1645	1715	1653	896	671
管 轄 外	18	5	12	10	1	5
所管内・所轄外合計	1246	1650	1727	1663	897	676

※北児童相談所管内・・・(R2.6までは荒川区、R4.6までは板橋区を管轄)

② 虐待の経路別受案件数(北区内) (単位:件)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
家族・親戚	25	62	59	58	63	50
近隣・知人	104	113	129	110	110	94
児 童 本 人	5	10	7	14	11	10
福祉事務所	0	0	0	0	1	2
児 童 委 員	0	0	0	0	2	0
保健所・保健センター	1	0	0	1	0	0
医 療 機 関	10	13	9	10	6	6
保 育 所	0	0	4	1	0	0
子ども家庭支援センター	6	23	24	10	13	12
警 察 等	141	224	253	262	277	332
学 校 等	13	13	12	16	11	21
そ の 他	57	72	66	86	90	144
合 計	362	530	563	568	584	671

③ 虐待の内容別受案件数(北区内) (単位:件)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
身体的虐待	74	108	129	130	103	127
育児放棄・怠慢(ネグレクト)	37	45	40	40	42	80
性的虐待	4	5	2	0	4	3
心理的虐待	175	280	335	334	364	404
その他(不明)	17	17	14	22	43	18
非該当	55	75	43	42	28	39
合 計	362	530	563	568	584	671

第Ⅱ章 青少年健全育成関係組織

1. 青少年問題協議会

青少年が心身とも明るくたくましい社会人として育っていくためには、青少年自らの努力とともに、周囲の大人たちが積極的に協力、援助することが重要である。

それには、地域活動の主要な担い手である青少年地区委員会をはじめとする各種の青少年育成団体の指導者、区議会議員、専門知識を有する学識経験者及び学校、区、警察署、児童相談所、職業安定所の職員などあらゆる分野にまたがる人々の情報・知識・経験を集め、現状を把握し、対策を検討することが必要である。また、個々の機関・団体が連携し、より効果的な青少年健全育成活動を推進することが求められる。

北区では、区長を会長に、区議会議員、学識経験者、関係行政機関の職員、区職員により青少年問題協議会を設置している。そこでは、当面する課題についての共通な理解の上に立ち、北区における基本的な活動の方向を示した「青少年健全育成活動基本方針」を策定するとともに、情報交換や相互の連携強化を図っている。

① 青少年問題協議会総会開催状況(令和5年度)

開催日・会場・出席数	議 題
令和6年2月1日(木) 飛鳥ホール 40 名	1. 令和6年度北区青少年健全育成活動基本方針(案)について 2. 報告事項 「北区の青少年非行の現状について」

② 青少年問題協議会専門部会開催状況(令和5年度)

部会名	開催日・会場・出席者数	主な協議事項
青少年育成	令和6年1月5日(金) 9名	1. 令和6年度北区青少年健全育成活動基本方針(案)について 2. その他
環境整備	令和6年1月11日(木) 14名	
企 画	令和6年1月16日(火) 12名	

2. 青少年地区委員会

青少年問題協議会の策定した「青少年健全育成活動基本方針」は、家庭・学校・地域における様々な活動に具体化されることとなるが、その中心となるのが青少年地区委員会である。

委員は町会・自治会、商店街、学校、PTA、保護司、児童委員、青少年委員、その他青少年育成団体など青少年健全育成に関連する様々な分野から選出され、青少年問題協議会会長より2年任期で委嘱されている。

具体的な健全育成活動については、全地区で行っていく事業と、各々の地域の伝統や環境に応じて創意工夫された各地区独自の事業とに大別されるが、スポーツ、デイキャンプ、各種レクリエーション活動などの余暇活動や地域環境浄化活動、社会を明るくする運動などの環境整備や非行防止に関する活動を中心に数多くの事業を実施している。

① 青少年地区委員会委員数(令和6年9月1日現在)

	地 区 名	委 員 数		地 区 名	委 員 数
1	十条台	88 名	11	滝野川東	189 名
2	王 子	73 名	12	西ヶ原東	126 名
3	豊 島	106 名	13	昭和町	95 名
4	十 条	172 名	14	浮 間	78 名
5	神 谷	66 名	15	桐ヶ丘	106 名
6	赤羽西	121 名	16	田 端	103 名
7	志 茂	97 名	17	東十条	77 名
8	赤 羽	82 名	18	堀 船	77 名
9	赤羽北	115 名	19	東田端	86 名
10	滝野川西	85 名	合 計		1942 名

3. 青少年地区協議会

区内における青少年健全育成活動は、青少年地区委員会を中核として展開されるが、実際の活動にあっては、各地区委員会相互の連携を図ることが重要であり、また区内の警察署や小・中・高等学校の関係機関との情報交換を通じて、青少年の現状を正しく把握することが重要である。

北区では、区内を王子・赤羽・滝野川の3地区に区分し、各々の地区内にある青少年地

区委員会の代表、区立小・中学校校長の代表、小・中・高等学校の生活指導主任、警察署生活安全課職員等から構成される青少年地区協議会を組織し、地域における青少年健全育成活動、非行防止、家庭教育の現状などについて協議し、各関係機関の連携を図っている。委員数は、王子地区72名、赤羽地区77名、滝野川地区67名（令和6年8月1日現在）。

① 青少年地区協議会開催状況

地 区	開催日・会場・出席者数	主 な 協 議 事 項
赤 羽	令和6年7月2日(火) 赤羽会館 大ホール 50 名	1. 青少年の健全育成の現況と課題について ①学校内での児童・生徒の状況及び地域に望むこと ②少年非行の傾向と現況及び地域での安全対策について ③青少年地区委員会の活動計画について 2. その他 ①社会を明るくする運動について ②北区子どもかがやき顕彰について ③ニュースポーツ用品・野外活動用具及びDVDの貸出について ④特別講話「子どもの権利と幸せに関する条例」
王 子	令和6年7月9日(火) 北とぴあ ペガサスホール 33 名	
滝野川	令和6年7月12日(金) 北とぴあ ペガサスホール 38 名	

4. 青少年委員会

青少年健全育成の推進にあたっては、専門的知識や技術をもった指導者によるきめ細やかな活動の推進が必要である。

青少年委員会は、青少年地区委員会などの推薦により、北区教育委員会が青少年委員として委嘱した60名の青少年指導者で組織されている。

北区の社会教育行政の推進者として、ジュニアリーダー研修会、シニアリーダー研修会、青少年団体指導者講習会、小・中学生アイディア工夫展、親子でチャレンジ飛鳥山、成人の日記念式典「二十歳（はたち）の集い」アトラクション及びあの子と会える談話室を主催し、さらにその他各青少年団体の行う事業の支援等、様々な事業を実施している。

5. スポーツ推進委員

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法に基づいて区から委嘱された非常勤の地方公務員で、青少年地区委員会や体育協会等、関係団体からの推薦と公募区民によって構成され、地域スポーツ推進のための指導、助言や総合型地域スポーツクラブの設立、育成及び支援などを行っている。

令和6年4月1日現在、54名のスポーツ推進委員がその活動と委員相互の連携を図るためにスポーツ推進委員協議会を設けて、ニュースポーツの普及やスポーツ行事への協力、研修会の実施等を行っている。

6. 保護司会

地域の環境浄化、犯罪少年の更生の援助、犯罪の予防など青少年の非行防止や健全育成にあたっては、専門家の指導助言に負うところが大きい。

保護司もその一つで、法務大臣から委嘱を受けて青少年の非行防止、更生保護に日夜努力している。

北区には、令和6年7月1日現在97名の保護司がおり、保護司としての活動とともに青少年地区委員会の委員としても地域の行事等に参加し、専門的知識を生かして幅広い活動を行っている。

7. 民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて民生委員推薦会が地域住民の中から「人格識見が高く住民の信頼の厚い人」を選び、都知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。担当地域の福祉や子どもをめぐる問題に関する身近な相談相手として、また、行政機関へのパイプ役として日々活動している。

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当し、担当地域の児童委員や学校、児童相談所などの関係機関とも連携を図りながら問題の解決に努めている。

令和6年9月1日現在、区内には288名の民生委員・児童委員が活動しており、区域を担当する民生委員・児童委員(268名)と主任児童委員(20名)に分かれる。

第Ⅲ章 北区の青少年健全育成事業

1. 青少年地区委員会事業（生涯学習・学校地域連携課）

(1)「家族ふれあいの日」推進事業

北区では、平成14年度から毎月第3土曜日を北区「家族ふれあいの日」として
いたが、17年度からは第3日曜日も「家族ふれあいの日」とし、この日を中心に
各地域では、家族そろって参加できるような行事を実施している。

「家族ふれあいの日」推進事業実施状況(令和5年度)

地区名	事業名	実施日	場 所	参加人数
十条台	親子で三島スカイウォークに行こう！	10月15日	三島スカイウォーク	42 名
王 子	第20回家族ふれあいボウリング大会	10月22日	サンスクエアボウル	65 名
豊 島	親と子の楽しい一日バスハイク	3月3日	東武動物公園	61 名
十 条	親子で自然を学び、体験し、遊ぼう！	10月29日	ふなばしアンデルセン公園	79 名
神 谷	神谷もちっこ会	12月10日	神谷小学校	758 名
赤羽西	第23回ファミリーまつり	11月5日	梅木小学校	1,477 名
志 茂	ハイキング	6月4日	鉄道博物館	113 名
赤 羽	第22回ばねっ子まつり	10月28日	赤羽公園広場	1,006 名
赤羽北	ファミリースポーツの集い	10月22日	袋小学校	340 名
滝野川西	バスハイク	5月21日	八景島シーパラダイス	116 名
滝野川東	ファミリーバスハイク	3月10日	群馬サファリパーク	85 名
西ヶ原東	第22回西ヶ原ファミリーローズフェスタ	2月10日	滝野川会館	553 名
昭和町	家族で楽しむ八景島シーパラダイス 横須賀軍港巡り	6月25日	八景島シーパラダイスほか	87 名
浮 間	このはまつり	10月22日	浮間子どもティーンズセンター	1,277 名
桐ヶ丘	ふれあい運動会	10月22日	桐ヶ丘中学校校庭	461 名
田 端	田端家族ふれあいウォークラリー大会 & 冬子ども会	11月19日	田端周辺	130 名
東十条	夏休みの集い	7月22日	東十条小学校	1,024 名
堀 船	堀船サマーフェスティバル	8月5日	堀船小学校体育館	610 名
東田端	家族ふれあいバスハイク	7月9日	小松沢レジャー農園	128 名
合 計(19地区委員会)				8,412 名

(2)青少年地区委員会活動推進事業

① 広報・啓発活動

青少年健全育成活動の推進にあたっては、区民からの理解と協力を得ることがより重要である。北区では、「北区ニュース」などで随時情報を提供しているほか、懸垂幕、ポスターなど様々な媒体を通じて、区民の方々への広報活動を行っている。例年、11月の子供・若者育成支援強調月間を中心に、各青少年地区委員会で「あいさつ運動」を行っている。また、青少年地区委員会では「地区だより」の発行等、各管内の世帯へ広報活動を行っている。

②地区委員研修

青少年地区委員会委員の意識啓発と青少年健全育成活動の活性化を図るため、委員の研修会を行っている。

- ・開催日、場所：令和5年11月17日（金）、北とぴあ 飛鳥ホール
- ・講演： 「未成年者における犯罪被害について」※ワークショップ形式
- ・講師： 東洋大学 社会学部 社会心理学科 教授
桐生 正幸

③キャンプ用品等貸出

青少年地区委員会活動の活性化を図るため、様々な物品の貸出を行っている。

- ・キャンプ用品(テント、飯ごう、鍋、皿、スプーンなど)
- ・その他用品(ゼッケン、ガーデンプール、キンボールセットなど)

④健全育成功労者表彰

青少年の健全育成活動の功労者に対しては、東京都知事による表彰が行われているが、北区においても独自の表彰制度を設けている。東京都北区青少年健全育成功労者表彰要綱に基づき、長年にわたり青少年の健全育成のために尽力し、特に功績顕著と青少年地区委員会会長が推薦した委員を表彰している。令和5年度は、44名の委員に表彰状を贈呈した。

(3)各青少年地区委員会の活動状況

令和5年度の各青少年地区委員会の活動状況は次ページ以降のとおりである。

1. 青少年十条台地区委員会

(1) 活動方針

十条台地区委員会では、地域、学校と一体となって「子どもの目線で考え行動する」ことをモットーにしています。行事の実施にあたっては、実行委員会方式をとり、経験者の豊富な知識と新しい委員やPTAの新鮮な発想とを結びつけてきました。十条台地区委員会は、地域の中で子どもにとって望ましい環境を整備し、子どもたちの健全育成を目指しています。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内 容	場 所	参加者数
5. 4. 28	定期総会	令和4年度事業・決算報告 令和5年度事業計画・予算	十条台ふれあい館	45名
6. 11	第36回地域ふれあいウォークラリー	地域探索、クイズ、ゲーム	王子第二小学校 周辺	雨天中止
6. 30～7. 1	富士祭礼パトロール	非行・事故防止パトロール	富士神社周辺	129名 88名
7.	社明合同ミニ集会	講演会（保護司会と共催）	十条台ふれあい館	中止
7. 2	社会を明るくする運動	駅頭広報活動（保護司会等と共催）	王子駅周辺	3名
7. 16	デイキャンプ （モルック体験）	モルック体験	十条富士見中学校	90名
10. 7～8	第40回ふるさと北区 区民まつり	出店部会担当 （十条台地区連合町会と共催）	飛鳥山公園	63名 66名
10. 15	親子遠足（家族ふれあいの 日推進事業）	バスハイク	三島スカイウォーク	42名
10. 31	機関誌の発行	「十条台の青少年」第98号を発行	管内・管外	10,500部
6. 1. 5	新年顔合わせ会	十条台地区連合町会・北区赤十字奉 仕団十条台分団との合同実施	十条台ふれあい館	87名
2. 12	王子稲荷初午祭礼パト ロール	非行・事故防止パトロール	王子稲荷神社周辺	87名
2. 13	反省会	地区委員会の1年を振り返って	十条台ふれあい館	37名
2. 18	第54回どんどん祭り （こども会）	ゲーム、工作など	十条小学校体育館	229名
3. 1	すいれん会	王子地区推進委員連絡協議会	王子区民センター	5名
3. 31	機関誌の発行	「十条台の青少年」第99号を発行	管内・管外	10,500部

2. 青少年王子地区委員会

(1) 活動方針

少子化により子どもの数が減少している中で、当地区委員会は非行や暴力のない健全な地区環境づくりに取り組んでいます。事業活動では、児童館と緊密に連携をとりながら、企画実施しています。また、広報活動として「広報紙わかば」を発行し、管内小学校の全児童へ配布し、地域に広くPRして青少年の健全育成活動を進めています。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内 容	場 所	参加者数
5. 5. 25	定期総会	令和4年度事業報告、決算監査報告 令和5年度事業計画、予算案	王子地域振興室	54名
6. 11	ウォークラリー大会	児童館共催	王子地区周辺	雨天中止
7. 2	社会を明るくする運動	王子駅頭広報活動(保護司会等共催)	王子駅北口周辺	3名
7. 21～31	ラジオ体操会	世代交流、コミュニティ体操として実施	豊島公園等、7会場	延3,520名
7. 22	お楽しみ会	児童館共催(みんなで一緒にゲーム等を楽しむ。)	王子小学校体育館	84名
9. 6	広報誌発行	わかば99号(3小学校全児童配布)発行		2,000部
10. 7～8	ふるさと北区区民まつり	町会自治会連合会、青少年地区委員会で部会及び出店を運営	飛鳥山公園	委員延50名
10. 22	ボウリング大会	「家族ふれあいの日」推進事業	サンスクエアボウル	47名
10. 28	こんこんまつり	王子東児童館主催	王子東児童館	437名
11. 19	ボッチャ大会	ボッチャ	王子小学校体育館	40名
6. 1. 11	新年顔合わせ会	町会自治会連合会共催、相互親睦	北とぴあ	88名
3. 1	広報誌発行	わかば第100号(3小学校全児童配布)発行		2,000部
3. 1	王子地区すいれん会	王子地区推進委員情報交換会	王子区民センター	13名

3. 青少年豊島地区委員会

(1) 活動方針

地区委員会事業は青少年健全育成を目指し、推進委員をはじめ青少年委員・スポーツ推進委員が協力し、地域の学校・児童館等、各団体と連携をとりながら事業を推進していく。

また、少年剣友会などの活動団体に対して人材交流の面から相互協力を深めている。特に若い指導者には推進委員への就任を要請し、地区全体の活動に携わってもらう事で事業の活性化を一層図っていく。

(2) 活動内容

年月日			事業名	内容	場 所	参加者数	
5	4	12	監査会	令和4年度収支決算監査	地域振興室会議室	5	人
	4	18	運営委員会・総会	令和4年度事業報告・収支決算報告 令和5年度事業計画(案)・予算(案)	豊島ふれあい館	45	人
	5	21	カップまつり[第28回] 【中止】	連合町会・カップまつり実行委員会主催	豊島公園・明桜中学校校庭	-	人
	5	25	推進委員会議	担当行事について 他	豊島ふれあい館	30	人
	6	8	六校連絡協議会	学校と地域の連携・協力による児童生徒の健全育成[懇談会]	明桜中学校	35	人
	6	12	推進委員会議	ポッチャ体験会（新規行事）について 他	豊島ふれあい館	30	人
	7	2	社会を明るくする運動	駅頭広報活動〔ウェットティッシュ配布等〕	JR王子駅頭	6	人
	7	12	推進委員会議	区民まつりアトラクション部会について ポッチャ審判講習会 他	豊島ふれあい館	35	人
	7	24～	夜間パトロール	愛の一声運動 ～8/30まで	豊島管内全域	のべ160	人
	7	30	ポッチャ体験会【新規事業】	ポッチャ（競技ルール、審判等）の講義、体験	明桜中学校 体育館	30	人
	8	30	推進委員会議	豊島大運動会について	豊島ふれあい館	35	人
	10	2	推進委員会議	区民まつり（アトラクション部会）について 豊島大運動会について	豊島ふれあい館	30	人
	10	7・8	区民まつり	アトラクション部会	飛鳥山公園	のべ90	人
	10	13	推進委員会議	豊島大運動会について	豊島ふれあい館	35	人
	10	22	歩こう会	青少年健全育成と体力増進	小石川植物園	23	人
	10	23	地区ニュース発行	「若い木」第96号	豊島管内全域	8,100	部
	11	5	豊島大運動会[第48回]	青少年健全育成と老若男女を交えての 明るい町づくり	明桜中学校校庭	2,000	人
	11	27	六校連絡協議会	学校と地域の連携・協力による児童生徒の健全育成[懇談会]	明桜中学校	35	人
	12	17	クリスマス子ども会	工作、ゲーム、パネルシアター等	豊島ふれあい館	110	人
6	1	16	新年顔合わせ会	連合町会との共催	豊島ふれあい館	120	人
	1	21	歩こう会【雨天中止】	青少年健全育成と体力増進	深川江戸資料館～富岡八幡宮	-	人
	2	8	豊島円卓きずな会議	地域づくりを楽しむ・仲間を増やすポイント講座	豊島ふれあい館	25	人
	3	1	すいれん会（王子地区推進委員連絡協議会）	王子地区推進委員の意見交換	王子ふれあい館	6	人
	3	3	親と子の一日バスハイク	「家族ふれあいの日」推進事業	東武動物公園	60	人
	3	6	六校連絡協議会・懇親会	学校と地域の連携・協力による児童生徒の健全育成[懇談会]	豊島ふれあい館	33	人
	3	15	推進委員会議	ウォークラリー（スタンプラリー）大会について	豊島ふれあい館	30	人
	3	18	研修会	推進委員研修会	王子管内	26	人
	3	24	ウォークラリー大会	2024豊島スタンプラリー	豊島地区管内	80	人
	3	26	ウォークラリー大会	2023豊島スタンプラリー	豊島地区管内	40	人
年 間			少年剣道教室	健全育成活動として 毎週日・水・土曜日・祝日実施	豊川小学校	毎回約30	人

4. 青少年十条地区委員会

(1) 活動方針

青少年が次代を担うにふさわしい意志の強い、自立した社会人に育つことを目指し、青少年と大人がふれあいの場を通じて、ともに学び、ともに進む青少年健全育成活動を積極的に推進していくことを目標にしている。

当地区委員会では、管内の町会、小・中学校、関係機関等との連携を密にしながら「豊かな心を育てる明るい地域づくり」をスローガンに、スポーツ活動をはじめ様々な青少年健全育成活動に取り組んでいる。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内 容	場 所	参加者数
4. 18	総 会	令和4年度事業・決算、監査報告 令和5年度事業計画・予算(案)	書面開催	—
6. 18	第17回ドッジボール大会	小学校低学年、高学年による対戦	王三小・王五小体育館	216名
6. 30 ～7. 1	愛の一声運動	富士神社祭礼に伴う警備	十条富士神社周辺	延べ188名
7. 2	社会を明るくする運動	駅頭広報活動（共催保護司会等）	J R 王子駅頭	2名
7. 9	社会を明るくする運動	駅頭広報活動	J R 十条駅頭	21名
7. 21 ～30	早起きラジオ体操会	早起きラジオ体操会 （町会連合会と共催）	王五小・王五小校庭	延べ2,966名
10. 7 ～8	第40回ふるさと北区 区民まつり	町会連合会と合同で王子地区レクリエーション部会と十条地区出店販売を担当	飛鳥山公園	92名
10. 29	家族ふれあいの日推進事業	キャンドルづくり体験、公園内のアスレチック、植物の鑑賞等、親子のきずなを深めた日帰りバスハイク	ふなばしアンデルセン公園 （千葉県船橋市）	80名
11. 9	社会貢献活動参加事業	子ども夜警体験(町会との共催)	上十条五丁目町会管内	50名
11. 19	第12回フォトアドベンチャーラリーじゅうじょうクエスト2023	エリア内のゲームやクイズをしながらまち歩きをし、まちの様子を再発見。恒例のカレーは休止し、レトルトパックの持ち帰りとしたが、コロナ期間中は中止していた逃走中クエストや挨拶クエストを復活させた。	十条富士見中学校を起終点として、上十条一丁目、中十条一・二・三丁目、岸町二丁目エリア区域	330名
12. 9	社会貢献活動参加事業	子ども夜警体験(町会との共催)	十条仲原一丁目町会管内	121名
12. 17	社会貢献活動参加事業	子ども夜警体験（町会との共催）	上十条二丁目町会管内	86名
12. 26	社会貢献活動参加事業	子ども夜警体験（町会との共催）	十条仲原3丁目町会管内	35名
12. 30	社会貢献活動参加事業	子ども夜警体験（町会との共催）	上十条三丁目町会管内	48名
6. 1. 20	新年懇親会	管内三団体合同による新年会	王五小体育館	117名
2. 11	ボッチャ競技大会	各小学校ごとに男女混合チームによる対戦	王三小・王五小体育館	96名
3. 1	すいれん会 （王子地区推進委員連絡協議会）	各地区主要事業報告及び情報交換	王子区民センター3階第1ホール	6名
3.	地区委員会広報誌発行	管内の各町会回覧及び小・中学校・青少年地区委員・児童館・保育園等へ配布	—	2,000部発行

5. 青少年神谷地区委員会

(1) 活動方針

1. 地域が一体となって青少年に愛の手をさしのべよう。
2. 明るく健全な家庭づくりを促進しよう。
3. 町の美化に努め、ふるさと神谷を愛する心を養おう。
4. 青少年に規律と礼儀を守る素直な心を養おう。
5. 毎日の生活で感謝する心を忘れないようにしよう。
6. 青少年に豊かな心と強くたくましい体を培おう。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内 容	場 所	参加者数
5. 5. 13	定期総会	令和4年度事業報告・決算報告 令和5年度事業計画・予算（案）	神谷区民センター	51名
6. 1	地区だより発行	神谷地区だより第22号の発行	管内	1,649部
7. 9	野外活動	日帰り旅行で地域の子どもたちとの交流を図る	国立歴史民俗博物館	45名
7. 22～31	ラジオ体操（前期）	青少年の体力作りと生活指導を兼ねて、各町会・自治会と共催で実施	神谷小学校ほか	530名
7. 24～26	管内パトロール	各町会・自治会、商店街、神社等の夏季行事に際してパトロールを実施	管内	30名
8. 8	手芸・工芸教室	小学生を対象に万華鏡づくりを実施	神谷区民センター	69名
8. 22～31	ラジオ体操（後期）	青少年の体力作りと生活指導を兼ねて、各町会・自治会と共催で実施	神谷小学校ほか	530名
8. 28～30	管内パトロール	各町会・自治会、商店街、神社等の夏季行事に際してパトロールを実施	管内	30名
10. 7～8	ふるさと北区区民まつり	児童館と合同でレクリエーション部会	赤羽公園、赤羽会館	従事者47名
10. 14	少年の主張発表会	神谷小・稲田小・神谷中 各校児童生徒7名による発表	神谷中学校	326名
11. 11	鉄道もけい村	神谷子どもセンターと共催で実施 鉄道模型やゲーム等を楽しむ		566名
12. 10	神谷もちっこ会	神谷小学校PTAほかとの共催で もちつき、ゲーム等を実施	神谷小学校	758名
6. 1. 20	新年懇親会	推進委員の親睦を図る	神谷区民センター	38名
2. 16	すいれん会	赤羽地区推進委員連絡協議会	志茂ふれあい館	4名

6. 青少年赤羽西地区委員会

(1) 活動方針

- ・地区内における青少年の環境や実態の把握に務め、地区の事情に即した事業を展開することで、青少年の健全育成を図る。
- ・地区内の小、中、高等学校や児童館などの関係機関と相互に連携を図り、地区住民の理解と協力を得ることで、地域で一体となった青少年の指導育成を推進する。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内 容	場 所	参加者数
5. 5. 18	総会	令和4年度事業及び決算報告 令和4年度監査報告 令和5年度事業及び予算案 令和5年度役員改選		
7. 1	四校連合同講演会	P T A、地区委員会等を対象とした青少年健全育成事業（保護司会共催） 山崎 洋実 氏 「戦わないコミュニケーション ～イライラと上手く付き合おう～」	桐ヶ丘郷小学校	136名
7. 2	社会を明るくする運動	駅頭広報活動（保護司会共催）	赤羽駅前	4名
7. 16	野外活動のつどい・施設見学会	高尾山ハイキング及びトリックアート美術館見学	高尾山及びトリックアート美術館	63名
10. 7～8	ふるさと北区区民まつり	赤羽公園内特設ステージを担当（赤羽西地区町会自治会連合会共催）	赤羽公園	15名
10. 15	みんなで運動会	お年寄りから子どもまで楽しく参加できる運動会を開催	梅木小学校	雨天中止
11. 5	ファミリーまつり （家族ふれあい事業）	お年寄りから子どもまで家族そろって楽しめるまつりを実施（児童館共催）	梅木小学校	1,477名
6. 1. 26	三団体合同新年会	赤羽西地区町会自治会連合会・日赤赤羽西分団との合同新年会	赤羽会館	79名
2. 11	室内ゲーム大会	青少年の体力向上を目的に各種ゲームを実施（児童館共催）	西が丘小学校体育館	82名
3. 10	委員研修	北区生涯学習・学校地域連携課長 戸澤 俊人 氏 ・北区における青少年健全育成活動の方針について ・青少年健全育成事業委託に対する北区の考え方について	赤羽西地域振興室	16名
3. 31	地区だより発行	赤羽西地区だより第49号発行 青少年事業の感想文などを掲載	発行部数1,000部	

7. 青少年志茂地区委員会

(1) 活動方針

青少年志茂地区委員会では、次の活動方針により、青少年の非行ならびに事故防止、また次の時代を担う人材の育成に取り組んでいる。

1. 野外活動やスポーツなどの行事をとおり、自立心や自尊心、責任感のある青少年を育成する。
2. 地域の美化活動や社会活動をとおり、地域への愛着や他者への思いやりの心を持った青少年を育成する。
3. 有害図書調査や地区内のパトロールなど、青少年をとりまく環境の浄化に努める。
4. 学校やPTA、交流館、その他関係団体と強固な協力態勢を築き、地域一体で青少年の健全育成を推進する。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内 容	場 所	参加者数
5. 5. 26	委員総会	令和4年度事業報告・決算報告 令和5年度事業計画案・予算案	志茂ふれあい館	56名
6. 4	家族ふれあいの日事業	ハイキング 「てっぱくへ行こう！」	埼玉鉄道博物館	113名
6. 6～10 6. 13～17	環境整備事業	なでしこ小学校 「あいさつプロジェクト」	なでしこ小学校	延57名
7. 2	環境整備事業	駅頭広報活動 (主催 北区、北区保護司会)	JR赤羽駅	3名
7. 2	環境整備事業	社会を明るくする運動講演会 (共催 北区保護司会)	志茂ふれあい館	40名
7. 21～30	生活習慣体得事業	ラジオ体操会	なでしこ小学校 志茂ゆりの子公園	延2,503名
10. 7～8	ふるさと北区区民まつり	アルファ米弁当作り フリーマーケット会場設営・運営	赤羽会館 赤羽公園	35名
10. 11～13 10. 16～20	環境整備事業	なでしこ小学校 「あいさつプロジェクト」	なでしこ小学校	延100名
10. 21	野外活動事業	しもっこフェスティバル (共催 志茂子ども交流館)	志茂子ども交流館	延788名
6. 1. 12	新年懇親会	志茂地域の青少年健全育成に関 わる諸団体との交流	志茂ふれあい館	63名
2. 16	赤羽地区推進委員連絡 協議会 (すいれん会)	青少年赤羽地区の推進委員等と の情報交換と交流	志茂ふれあい館	19名
2. 18	スポーツ大会	第2回ティーボール大会	なでしこ小学校	113名
3. 31	志茂地区だより (第50号) 発行	広報誌 (1,600部) を発行し、志茂 地域へ配布		

8. 青少年赤羽地区委員会

(1) 活動方針

主にＪＲ赤羽駅東側を管轄する赤羽地区は、商店街や大型スーパーマーケットも複数あり、賑わいのある町として栄えている。この活気ある町を将来につなげ、より一層住み良くしていく上で、青少年の健全育成は重要な施策である。

各種の事業を通して、親子がより良い人間関係を築くと共に、管内の自治会、商店街、そして児童館、小・中学校とも連携を図りながら、より一層地域の活性化を促進し、地域における青少年の健全育成を図ることを基本理念としている。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内 容	場 所	参加者数
5. 5. 16	定期総会	令和4年度事業・会計報告 令和5年度事業計画・予算(案)	赤羽会館大ホール	51名
7. 2	社会を明るくする運動	駅頭広報活動	JR赤羽駅	4名
7. 30	映画鑑賞会	映画鑑賞・大道芸	赤羽会館大ホール	246名
10. 7～8	ふるさと北区区民まつり	赤羽会館講堂アトラクション運営	赤羽会館講堂	25名
10. 28	第22回ばねっ子まつり	小学生委員を中心にゲームなど実施 ゲームコーナー、会場警備及び自転車置き場整理を担当 (赤羽児童館共催)	赤羽公園	1,020名
11. 19	野外活動	食事作り及び児童館ゲーム	赤羽自然観察公園	103名
6. 1. 25	三団体合同新年会	管内連合自治会及び赤十字奉仕団赤羽分団と地区委員相互の親睦交流	赤羽会館大ホール	99名
2. 16	すいれん会	赤羽地区推進委員連絡協議会	志茂ふれあい館	4名
2. 18	スポーツ大会	ドッジビー	赤羽岩淵中学校	74名
3. 16	委員研修	青少年健全育成に関する映画鑑賞・懇親会	赤羽会館大ホール 外	26名

9. 青少年赤羽北地区委員会

(1) 活動方針

子どもを育む「地域の力」になろう。

1. 地区委員の一人ひとりが、異年齢・異世代間交流を進めて赤羽北地区の連帯感を深めよう。
2. 地域の学校・PTA・児童館等、各団体と協力して青少年の健全育成を進めよう。
3. 健全な地域環境を培っていく「地域の力」になろう。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内 容	場 所	参加者数
5. 5.14	こどもまつり	赤羽北・袋児童館、赤羽北・袋・保 育園共催事業 ゲームコーナー、バルーンアート、 警察・消防の広報活動など	八幡小学校校庭	1,000名
5.26	地区委員会総会	令和4年度事業報告・決算報告 令和5年度事業計画・予算（案）	赤羽北ふれあい 館第一ホール	46名
7. 2	社会を明るくする運動	駅頭広報活動	赤羽駅前	5名
7.13	夏休み非行防止対策 会議	子どもの非行防止について赤羽警察 管内の状況や各学校の取組等の報告	赤羽北ふれあい 館第一ホール	22名
10.1～ 31	みんなで街をきれい にする運動	各町会・自治会単位での雑草取りや 地域清掃活動	赤羽北地区管内	各町会自 治会実施
10.7,8	区民まつり	出店部会、会場部会を担当	赤羽公園	41名
10.22	ファミリースポーツ の集い	「家族ふれあいの日」推進事業とし て綱引きや障害物競走などを家族み んなで楽しむイベント	袋小学校校庭	340名
11.	野外活動(施設見学)	JAXA宇宙センター等の見学	茨城県内	中止
12.15	環境浄化活動	管内の環境を浄化するためのパトロ ールを実施	赤羽北地区管内	15名
6. 1.17	赤羽北地区三団体	青少年、連合会、赤十字奉仕団の三 団体合同新年会	赤羽北ふれあい 館第一ホール	93名
2.16	赤羽地区すいれん会	赤羽地区推進委員情報交換会	志茂ふれあい館	5名
2.26	委員研修会	委員相互の情報交換・資質の向上	埼玉県秩父方面	28名
3.	地区だより発行	地区の活動を紹介した広報紙を発行 管内全世帯配布	管内	(7000部)

10. 青少年滝野川西地区委員会

(1) 活動方針

「地域の子どもは地域で育て、青少年の非行のないまちをつくる」を目標とし、様々な活動を通じて、次代を担う青少年の健全育成を図る。

- ・自治会、学校、PTA、児童館等と連携をとり、事業を推進していく。
- ・様々な行事への参加を通じて子ども達の経験を豊かにし、社会性や協調性を養う機会を設ける。
- ・スポーツ交流や実地体験、レクリエーションを中心とした事業を展開していく。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内 容	場 所	参加者数
5.6.21	地区委員会総会	令和4年度事業・決算・監査報告 令和5年度事業計画・予算	滝野川西 区民センター	56名
7.2	社会を明るくする運動	駅頭広報活動	板橋駅東口	7名
7.12	青少年健全育成懇談会	西部自治連合会との共催、警察署による 講話、講師による講演会、学校・PTA との意見交換会を実施	滝野川西 区民センター	60名
7.21	納涼と防災のタベ	消防署員によるクイズ形式の防火・防災 教育、打ち上げ花火鑑賞	滝野川紅葉中学 校校庭	延べ300 名
10.7~8	ふるさと北区 区民まつり	児童館と協力レゲームコーナーを担当 西部自治連合会とフランクフルト屋台 を出店	滝野川体育館 滝野川公園	多数
11.12	ディキャンプ	飯ごうすいさん・カレー作りとレクリエ ーションを通じた実地体験と相互交流	赤羽自然 観察公園	54名
12.10	こどもクリスマス会	タペストリーによるクリスマスツリー 作り、ゲーム、サンタ登場	滝野川西 区民センター	400名
6.5.1	地区だより発行	管内配布	管内各自治会	9,000部
5.19	バスハイク（家族ふれ あいの日事業）		東武動物公園	129名

1 1. 青少年滝野川東地区委員会

(1) 活動方針

当地区委員会の地域では、集合住宅の建設等により、子どもの数が増加傾向の自治会もある。こうしたなか、青少年の豊かな心を育てるため、地域・学校・家庭などが協力しあい、次代を担う子どもたちが、たくましく元気に成長してくれることを願っている。委員と学校・PTA、行政との連携をさらに密にして、地域社会の動向を見極め、効果的なイベントの実施や万全の対策を期していく方針である。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内 容	場 所	参加者数
R5. 5. 21	第48回大運動会	大運動会（各自治会対抗）	滝野川第三小学校	約1,000名
5. 31	総会	令和4年度決算及び事業報告 令和5年度予算（案）及び事業計画	滝東ふれあい館 第一ホール	94名
6. 21	第51回青少年健全育成懇談会	地域・小中学校・PTA・警察等との意見 交換会（地域と学校の連携）	滝東ふれあい館 第一ホール	50名
7. 2	社会を明るくする運動	駅頭広報活動（共催保護司会等）	板橋駅東口	8名
7. 7	夏期行事等案内配布	管内全世帯に配布	管内	13,000部
8. 18	愛の一声パトロール	非行防止講話（滝野川警察生活安全課） 及び管内パトロール	滝東区民センター ～飛鳥山公園	50名
夏休み期間	夏期健全育成事業	ラジオ体操、夏まつり、工作講座等	管内公園ほか	
10. 7～8	第40回ふるさと北区 区民まつり	青少年地区委員会（アトラクション・出店）	滝野川会場	
11. 5	第53回 勤労青少年 スポーツ大会	自治会対抗ソフトボール大会 （北区ソフトボール連盟協力）	中央公園野球場	150名 6名
11. 19	第23回 ハートまつり （児童館共同主催事業）	ゲームコーナーや子どもたちの出店、アトラクション、 会場警備活動等	滝野川東ふれあい館 全館	150名
R6. 1. 17	滝野川東地区三団体 合同新春顔合せ会	自治会連合会・日赤滝野川東分団 青少年地区委員会合同の新年会	滝野川会館大ホール	145名
2. 21	第52回青少年健全育成懇談会	地域・小中学校・PTA・警察等との意見 交換会（地域と学校の連携）	滝東ふれあい館 第一ホール	52名
3. 10	第19回 ファミリーバスハイ ク	「家族ふれあいの日」推進事業	群馬サファリパー クほか	82名

1 2. 青少年西ヶ原東地区委員会

(1) 活動方針

「青少年に明るい未来と豊かな心」を育てるためには、家庭・地域・学校が相互に連携をとり、それぞれの機能を十分に発揮していくことが大切であると考えます。次代を担う子どもたちが、地域の中で、心身共に逞しく元気に成長していくことを願い、手作りの健全育成事業を実施しています。これからも、地区委員会として、子どもたちに良い環境と心に残る感動を提供する努力をしてまいります。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内 容	場 所	参加者数
05. 5. 14	第40回 西ヶ原東地区大運動会	自治会対抗リレー、綱引き、玉入れ等	滝野川小	延1125名
6. 7	青少年地区委員会総会	2022年度青少年健全育成活動功労者表彰式 2022年度事業報告、決算報告、監査報告 2023年度事業計画、予算案 など	滝野川会館	61名
7. 2	社会を明るくする運動	駅頭広報活動（共催：保護司会）	J R 田端駅前	1名
7. 6	第62回 夏季青少年健全育成懇談会	小中学校の夏休み前の青少年指導について青少年理事・委員と学校関係者、児童館、警察署等との懇談会	滝野川会館	34名
7. 21～ 9. 30	夏季健全育成事業	各自治会と共催で、ラジオ体操等実施	管内各地区実施	
10. 7・8	区民まつり	レクリエーション部会、出店への協力	滝野川会場	
10. 29	西ヶ原東地区 第13回バスハイク	西ヶ原子どもセンターと共催して、バスハイクを実施	よこはま動物園 ズーラシア	93名
12. 26～ 06. 3. 31	冬季健全育成事業	各自治会と共催で祝成人式・もちつき大会・小中学校入学祝・卒業祝などの事業を実施	管内各地区実施	
06. 1. 14	四団体合同新年会	自治会連合会、赤十字奉仕団、防災会議との合同新年会	滝野川会館	168名
2. 10	第22回 西ヶ原ファミリーローズフェスタ 「家族ふれあいの日」推進事業	西ヶ原子どもセンターと共催して、舞台演技、射的、ゲームコーナー等を実施	滝野川会館	553名
3. 3	第54回 球技大会	西ヶ原子どもセンター・滝野川小・田端小と共催して、ドッジボール大会を実施	滝野川体育館	201名
3. 31	地区だより発行	地区だより発行（管内全世帯）		(8,600部)

1 3. 青少年昭和町地区委員会

(1) 活動方針

青少年の健全育成を図るには、各町会・自治会、学校、PTA、児童館等との連携を密にしながら、それぞれの役割を十分発揮することが必要である。

青少年及び子ども達を取り巻く環境が大きく変化する中で、子ども達が安心して様々な行事に参加できるよう、安全面にも十分配慮していく。

また、イベントを通じて、参加者の環境教育（省資源・省エネ）にも取り組むとともに、行事への参加を契機に地域とのつながりを強められるよう配慮していく。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内 容	場 所	参加者数
5. 5. 26	総 会	令和4年度事業報告及び収支報告・令和5年度事業計画及び予算（案）	昭和町ふれあい館	60
5. 6. 25	家族ふれあいの日推進事業	親子で海の生き物とのふれあい体験	八景島シーパラダイス・横須賀軍港巡り	87
5. 7. 2	社会を明るくする運動（保護司会）	駅頭広報活動	田端駅	1
5. 7. 18	青少年滝野川地区協議会	各地区の進捗状況 事業予定計画はか	北とぴあペガサスホール	
5. 7/18	講演の夕べ	闇に引き込まれる子供たち	堀船ふれあい館	5
5. 7. 22	第23回「盆踊り大会」	模擬店の出店（かき氷・飲み物ほか）	滝野川第五小学校	1476
5. 8. 21～	会			
5. 8. 31	ラジオ体操	挨拶の励行と生活習慣の体得	各自治会指定会場	
5. 10. 7～	第40回 区民まつり 滝野川地区	出店部会の担当 地区はやきそばの出店	滝野川公園	167
5. 10. 8				
5. 10. 14	第43回少年の主張発表大会	堀船中学生の各クラス1名と滝五小6年生及び堀船小6年生の児童各1名が発表を行う。8名～9名発表します。	堀船小学校	486
5. 11. 11	きたっこパーク	模擬店 ゲームなどに参加	栄町ふれあい公園	639
6. 1. 13	新春の集い	管内3団体合同「新春の集い」	昭和町ふれあい館	108
6. 1. 14	新年遊戯大会	昭和時代に遊んだ竹馬、ベーゴマ、コマ回しなどを子ども達と共に楽しみます。記録にチャレンジ。豚汁配布	滝野川第五小学校	741
7. 2. 16	滝野川地区推進委員連絡協議会	滝野川6地区の意見交換	（西ヶ原東）滝野川会館 小ホール	40
7. 2. 18	野外活動推進事業	わくわく滝五お泊り会（段ボールベット作り校舎内の宝探し）やきそば等	滝野川第五小学校	135

1 4．青少年浮間地区委員会

(1) 活動方針

当地区委員会では、青少年が安全・安心そして健全な地域環境の中で健やかに明るい希望を抱きつつ成長することを目指す。

青少年委員は各行事における活動が青少年に大きな影響を与えることを自覚し、学校・家庭と連携をとりながら青少年の健全育成につながる事業を推進していく。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内 容	場 所	参加者数
5. 5. 10	監査会	令和4年度会計監査報告	浮間区民センター	5名
5. 24	定期総会	1. 令和4年度事業報告・決算報告 2. 令和5年度事業計画・予算 3. 健全育成活動功労者表彰	浮間区民センター	57名
5. 28	花いっぱい運動	季節の花をプランターに植栽	浮間区民センター前面広場	23名
6. 11	ふれあいフィッシング大会	雨天のため、浮間区民センターにてカレーの提供のみ行った。	浮間区民センター	91名
7. 2	社会を明るくする運動（北区）	ウェットティッシュを配布しPR活動を行う。	赤羽駅前	2名
7. 6	社会を明るくする運動（北区）	ウェットティッシュを配布しPR活動を行う。	北赤羽駅前・浮間舟渡駅前	18名
7. 27・8. 3 ・8. 10	愛の一声パトロール（防犯活動）	夜間2コースに分かれ、地域内の公園等のパトロールを行う。	浮間地区内	延べ67名
8. 27	こどもなつまつり	ボウリング、輪投げ、ストラックアウト、おもちゃの魚釣り等のゲームコーナーを楽しむ。	浮間小学校体育館	165名
10. 7・10. 8	第40回区民まつり	喫茶コーナー、フランクフルト、焼きイカの出店を行う。	赤羽会館・赤羽公園	延べ78名
10. 22	このはまつり	「わくわく☆ひろば」の子どもたちが主体となって計画・運営を行い、青少年委員は食べ物コーナーを担当する。	浮間中学校	約1,250名
11. 17	委員研修（区主催）	未成年者における犯罪被害について	北とぴあ飛鳥ホール	2名
11. 19	ふれあいデイキャンプ	中止	—	中止
12. 3	もちつき大会	もち米100kgをついて、大根おろし、きな粉、あんこで提供する。子どもにはもちつき体験をしてもらう。	浮間区民センター中庭	452名
12. 10	花いっぱい運動	季節の花をプランターに植栽	浮間区民センター前面広場	20名
6. 1. 11	三団体合同新年会	町自治会・青少年・日赤合同新年会	浮間区民センター	122名
2. 1	うきっ子通信第21号	うきっ子通信（地区委員会広報紙）5,700部を配布した。	浮間地区全世帯配布	—
2. 17	委員日帰り研修	施設見学、DVD視聴等の研修を行う。	千葉県館山方面	20名
3. 1	芽吹きの声第3号	小中学生の作文を掲載した広報紙5,700部を配布した。	浮間地区全世帯配布	—

15. 青少年桐ヶ丘地区委員会

(1) 活動方針

青少年が、スポーツやレクリエーション等を通じて、仲間づくりや地域との連帯感を養い、明るく伸び伸びと豊かな心を育めるよう、多様な事業を推進している。

少子高齢化による参加者の減少と指導者の高齢化が課題となる中、「ふれあい運動会」を中心に、歩こう会など子どもとお年寄りが世代を越えて楽しみ、ふれあえる地域社会づくりを着実に進めていく。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内 容	場 所	参加者数
5. 5. 12	監査役委員会	4年度会計監査等	桐ヶ丘地域振興室	
5. 14	バレーボール大会	春季小学生バレーボール大会	桐ヶ丘体育館	100
5. 26	総会	4年度事業及び会計報告・5年度事業計画及び 予算案審議	桐ヶ丘中学校体育館	60
6. 11	みんなでペタンク	桐ヶ丘地区ペタンク大会	桐ヶ丘体育館	84
6. 16	健全育成部会・環境整備部会	各事業の運営について	桐ヶ丘郷小学校体育館	46
7月	夜間パトロール月間	青少年の不良化防止	管内全域	
7月～9月	絵はがきコンテスト	絵はがきコンテストの実施	管内わくわく☆ひろば、児童館	40点
7. 9	バレーボール大会	夏季小学生バレーボール大会	桐ヶ丘体育館	110
7. 10	社明運動講演会	社会を明るくする運動（講演会）	桐ヶ丘地域振興室	40
7. 26	親子ふれあい体験	親子バスハイク	つくばエキスポセンター外	73
8月	夜間パトロール月間	青少年の不良化防止	管内全域	
8. 6	野球大会	小学生野球大会	赤羽自然観察公園多目的広場	120
9. 16～17	親子でキャンプ	野外活動	桐ヶ丘郷小学校	118
10. 7～8	区民まつり	区民まつりPR	赤羽会館1階	
10. 22	ふれあい運動会	子どもからお年寄りまで楽しめる競技	桐ヶ丘中学校校庭	461
10. 28	オータムフェスティバル	管内児童館、保育園、PTA等の共催イベント	桐ヶ丘郷小学校校庭	1465
11. 17	北区青少年地区委員研修	講演会（北区教育委員会主催）	北とびあ	
12. 3	バレーボール大会	秋季小学生バレーボール大会	桐ヶ丘体育館	100
6. 1. 14	三団体合同新年懇親会	自治会・日赤・青少年の合同新年懇親会	赤羽会館	109
2. 16	赤羽地区推進委員連絡協議会	赤羽地区推進委員の親睦を図る会（すいれん会）	志茂地域振興室	4
3. 17	桐ヶ丘ウォーク	地域内のウォーキングイベント	桐ヶ丘管内	108
3. 31	地区だより発行	桐ヶ丘地区だより第51号発行 管内全世帯及び学校・児童館に配布	発行部数9,500部	

16. 青少年田端地区委員会

(1) 活動方針

子ども達に遊びの楽しさと仲間づくりを教え、その中にルールを採り入れ、合わせて豊かな心が育つことを目指し、青少年の健全育成を積極的に推進していくことを目標としている。

当地区委員会では、町会・自治会、学校、児童館、PTA等の地域団体との連携を深め、諸行事への家族ぐるみの参加を呼びかけ、仲間の輪がますます広がることを願い活動に取り組んでいる。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内 容	場 所	参加者数
5.4.10	監査会	令和4年度会計監査	田端地域振興室	8名
5.3 ～4	野外活動推進事業 (第30回 宿泊キャンプ)	緑に囲まれた自然の中で、共同作業を通じて子ども達の責任感・積極性や協調性を養う。	足柄ふれあいの村	87名
5.28	総会	(1) 令和4年度事業報告・決算報告 (2) 令和5年度事業計画・予算案審議	田端区民センター	62名
7.2	社会を明るくする運動	駅頭広報活動（保護司会と共催）	JR田端駅前	6名
7.2	親子レクリエーション (ペタンク大会)	町・自治会チームと一般チームで、総合得点を競う	田端小学校	176名
7.23 ～7.30	ラジオ体操会	夏休み期間中の規則正しい生活を身につける。	田端小学校	延べ2,800名
7.30	夏の子ども会	水遊びや各種ゲームを実施 (共催 田端児童館等)	田端小学校	678人
10.7 ～8	第40回ふるさと北区 区民まつり	展示・出店（綿あめ）・フリーマーケットを担当	滝野川公園・ 滝野川体育館	
10.22	委員研修会	委員の資質向上と相互の親睦を図る	静岡県方面	25名
11.19	ウォークラリー大会 & 冬の子ども会	ウォークラリーと各種遊び	田端小学校	130名
6.1.21	新年初顔合わせ会	青少年・自治会連合会・日赤田端分団合同にて開催	田端区民センター	82名
2.24	滝野川地区推進委員 連絡協議会	滝野川地区の青少年地区委員会活動の報告及び意見交換会	滝野川会館	4名
3.	田端地区だより	地区委員会の活動状況を報告	田端地区全域	

1 7. 青少年東十条地区委員会

(1) 活動方針

年々、少子化の影響により必然的に各行事への参加者の減少が顕著になっていたものの、行事復活により参加が多くみられる。管内の小・中学校、高等学校、児童館そして町会等と連携を密にし、事業の内容・募集方法の改善、開催日の調整等によりその質が低下しないように努力を図っている。

現在、青少年を取り巻く環境は、様々な社会的な要因により以前にも増して厳しい環境下となっている。今後も家庭・学校そして地域が一体となって健全な環境づくりを取り組んでいきたい。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内 容	場 所	参加者数
5. 5. 1.	管内校長会	小・中学生主張体験発表会要綱検討、年間行事計画について	地域振興室会議室	1 2 名
5. 5. 17	地区委員総会	定期総会	第一ホール	4 5 名
5. 6. 25	委員研修	講話及び各校長、館長・園長等意見交換	栃木県那須方面	3 5 名
5. 7. 1	地区だより発行	第 5 6 号 1, 2 0 0 部		
5. 7. 1	社会を明るくする運動	強調月間周知活動 主催：北区保護司会	J R 王子駅頭	3 名
7. 21～27	ラジオ体操の集い (前期)	挨拶の励行と生活習慣の体得	東十条小学校 稲田小学校	3 0 7 1 名
5. 7. 22	夏休みの集い	第 4 4 回 親子ふれあい事業 ゲーム・すいか割等、児童館と共催	東十条小学校	1 0 2 4 名
5. 8. 20	わんぱくデイキャンプ	第 3 0 回 若洲海浜公園バーベキュー場で飯盒炊爨を親子で体験	若洲海浜公園	1 0 0 名
8. 25～31	ラジオ体操の集い (後期)	挨拶の励行と生活習慣の体得	東十条小学校 稲田小学校	1 5 8 6 名
5. 9. 9.	映画会	東十条寺子屋からの継続事業 上映「アラジンと魔法のランプ」ほか	東十条小学校 (校庭)	1 0 8 6 名
10. 7～8	区民まつり	第 4 0 回 王子・赤羽・滝野川会場で実施 東十条は会場部会担当	飛鳥山公園	1 4 7 名
5. 10. 22	大運動会	東十条町会連合会主催の大運動会	東十条小学校	5 1 0 名
5. 11. 11	児童館まつり (リトルキッズフェスティバル)	東十条東児童館主催のイベント 地区委員会は準備、運営などに協力	東十条小学校	8 3 0 名
5. 11. 21	小・中学生主張体験 発表会	第 3 8 回 管内小中学校より各校 2 名ずつの児童・生徒による体験発表会 (6 校参加)	東十条小学校	3 5 2 名
5. 12. 17	クリスマスの集い	第 4 5 回 ゲーム・歌・キャンドルサービス等のお楽しみ会、児童館と共催	王子小学校	4 3 6 名
6. 1. 11	新年初顔合わせ会	地区委員及び学校関係者ほかによる顔合わせと懇親会	第一ホール	4 9 名
6. 3. 1	すいれん会	王子 6 地区推進委員研修会	王子ふれあい館	
6. 3. 3	ファミリーウォーク ラリー大会	第 3 4 回 家族、グループでコマ図をもとにコースを回る競技、児童館と共催	東十条小学校 起点・終点	2 1 2 名

18. 青少年堀船地区委員会

(1) 活動方針

学校、家庭、地域が連携し、組織的、計画的に事業を推進することにより、「豊かな心と体を育てる」ことを目的とする。

また、各部（剣道部、バドミントン部、サッカー部）の活動を通して、自立性、自主性、協調性のある青少年活動を積極的に進めると同時に、各種行事の企画、運営にあたっては地域が一体となって協力する体制をさらに強化していくことに重点をおく。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内 容	場 所	参加者数
05. 4. 20	定期総会 (書面開催に変更)	令和4年度事業・決算報告 令和5年度事業計画案・予算案	堀船ふれあい館	43名
7. 2	社会を明るくする運動	駅頭広報活動	王子駅	2名
7. 9	野外活動	カレー作りとすいか割り	堀船公園	165名
7. 2～31	社会を明るくする運動	愛の一声パトロール	堀船管内	77名
8. 5	家族ふれあいの日推進事業	堀船サマーフェスティバル	堀船小学校体育館	677名
10. 7～8	ふるさと北区区民まつり	堀船町会自治会連合会とフリーマーケット部会を担当	飛鳥山公園	100名
10. 14	少年の主張発表大会	小・中学生8名による意見発表会 (青少年昭和町地区委員会及び堀船中学校と共催)	堀船小学校体育館	531名
11. 3	ウォークラリー大会	地域ふれあいウォークラリー大会	堀船公園～赤羽体育館～堀船公園	97名
11. 17	青少年委員研修会	地区委員会委員研修会	北とぴあ13階 飛鳥ホール	3名
12. 3	委員研修旅行	令和5年度事業の総括と委員の親睦	湯河原・小田原	32名
06. 1. 19	堀船地区合同新年懇親会	堀船地区4団体合同新年懇親会	読売プリントメディアホール	83名
2. 18	モルック体験会	モルック競技の体験・練習	堀船公園	30名
3. 1	すいれん会	王子地区推進委員連絡協議会	王子ふれあい館第1ホール	6名
3. 21	運営委員会	令和6年度事業計画案について	堀船ふれあい館	30名
3. 29	地区だよりの発行	広報誌「ほりふな第57号」の発行	堀船地区全世帯	
各部の活動（練習日）				
サッカー部：①毎週日曜日 午前9時～午後12時 堀船小学校校庭				
②毎週日曜日 午後6時30分～9時 堀船小学校体育館				
③毎週水曜日 午後6時30分～9時 滝野川第五小学校校庭				
バドミントン部：①第三月曜日 午後6時30分～9時 堀船小学校体育館				
②毎週金曜日 午後6時30分～9時 堀船小学校体育館（第三金曜日を除く）				
剣道部：毎週月・水曜日 午後6時30分～9時 堀船小学校体育館（第三月曜日を除く）				

19. 青少年東田端地区委員会

(1) 活動方針

東田端で育つ青少年らが、諸行事を通して仲間づくりを体験するとともに、地域の先達である大人たちとも交流を広げられるように、学校や家庭と協働を図りながら、ふるさとの持つ「心を癒す」活動を展開する。当地区では、推進委員、各行事の実行委員に若い世代の方々が多数参加して頂いていることから、会議において進んで発言できるように工夫し、新しい意見を取り入れ、活躍の場をつくることで、より一層、地域の健全育成が活発になるように取り組んでいく。

(2) 活動内容

年月日	事業名	内 容	場 所	参加者数
令5.5.14	第49回歩こう会	連合自治会共催、ウォーキング	東京臨海広域防災公園	119名
6.09	定期総会	事業報告・決算報告・監査報告等	東田端ふれあい館	46名
6.18	第29回親子スポーツ大会	ボッチャ大会、連合自治会共催	新町コミュニティアリーナ	91名
7.09	家族ふれあいバスハイク	連合自治会共催	小松沢レジャー農園	128名
7.02	社会を明るくする運動 (駅頭広報活動)	北区「家族ふれあいの日」推進事業 北区教育委員会・北区保護司会協力	JR田端駅前	5名
7.21～8.31	ラジオ体操	各町会・自治会ごとに実施 ラジオ体操カード配布	滝野川第四小学校 校庭、各公園	(中止)
7月・8月	社会を明るくする運動 (夜間パトロール)	連合自治会共催	東田端地区全域	121名
9月・	みんなで町をきれいにする運動 (管内一斉清掃)	滝四小、滝四小PTA協力	管内	(中止)
10. 7～8	第40回区民まつり	「盆踊り」「ポップコーン」	滝野川体育館・滝野川公園	92名
10.15	第48回大運動会	連合自治会共催(小中PTA協力)	滝野川第四小学校	(中止)
10.29	秋のスポーツ大会	キンボール大会、連合自治会共催	新町コミュニティアリーナ	99名
11.6～15	みんなで町をきれいにする運動 (優秀賞ポスター展示)	瀧野川信用金庫協力 優秀賞6点掲示	瀧野川信用金庫本店	6名
11.12	第33回秋のゲーム大会	ウォークラリー大会、児童館共催 連合自治会共催	管内	161名
11.12	環境浄化活動(あいさつ運動)	広報活動	管内	161名
12.08	みんなで町をきれいにする運動 (作文・ポスター表彰)	連合自治会、滝四小PTA共催 賞状・記念品渡し	東田端ふれあい館	68名
令6.1.22	新年懇親会	事業運営検討、懇親	東田端ふれあい館	54名
2.11	第7回冬のゲーム大会	連合自治会共催	新町コミュニティアリーナ	(中止)
2.16	滝野川地区すいれん会	滝野川地区推進委員情報交換会	西ヶ原東地区	5名
2.29	地区委員会研修会	行事予定・反省、懇親	東田端ふれあい館	50名

2. 社会を明るくする運動（生涯学習・学校地域連携課）

この運動は法務省の主唱による全国的な運動で、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指し毎年7月を強調月間として実施される。

第60回となる平成22年からは運動の趣旨が広く理解されるように名称が変更された。新名称は「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」。北区では、区、保護司会、更生保護協会、更生保護女性会、青少年地区委員会が中心となってこの運動を全区的に推進している。

(1) 広報・啓発活動

本運動のPRに努め、広く区民に理解と協力を呼び掛けるものである。主な活動として、7月にJRの駅頭において、PR文を貼付したウェットティッシュを歩行者に配布し呼び掛けるほか、ポスターや懸垂幕等の掲出を行う。令和5年度は、7月に駅頭広報活動を実施した。

(2) 愛の一声運動(街頭パトロール)

青少年の非行を未然に防止するため、主に夏休みの期間中に実施される。青少年地区委員会、保護司会、PTA、小中学校の有志がグループを組んで、盛り場、公園、盆踊り会場、祭礼などで、夜遊びや危険な場所での遊びなどに注意を与えている。

(3) 講演会・ミニ集会・映画会等の開催

非行に走る動機や原因、望ましい親と子のありかた、いじめ問題などさまざまな事柄について話し合い、理解を深めるために、地域ごとに講演会、座談会、映画会等を開催している。

社会を明るくする運動実施状況(令和5年度)

主な行事等		実施回数等	参加人員等
駅頭広報活動	JR赤羽・王子・田端・板橋駅	令和5年7月2日(日)	216人
	JR北赤羽・浮間舟渡駅	令和5年7月6日(木)	
	JR十条駅	令和5年7月9日(日)	
ポスター掲出		7月中	320枚
懸垂幕によるPR(区)		7月中	3カ所



駅頭広報活動



懸垂幕

3. 地域環境浄化活動（生涯学習・学校地域連携課）

（１）青少年健全育成のための地域環境づくり推進活動（あいさつ運動）

健全な青少年の育成には元気なあいさつは不可欠である。北区では、１１月の子供・若者育成支援強調月間に合わせ、１１月を中心に青少年地区委員会のイベント等であいさつ運動を行っている。

（２）あいさつ運動 啓発ポスター・ポケットティッシュの図案の募集について

あいさつ運動を年間通じて広く区民の皆様にご存知いただくために、区内の小・中学校へ図案の募集を行い、啓発ポスター・ポケットティッシュを作成している。啓発ポスターは、区内各町会・自治会の掲示板に掲示した。



ポスター図柄採用作品
（北区立桐ヶ丘中学校：小松 七海さんの作品）



ポケットティッシュ図柄採用作品
（北区立王子第三小学校：齋藤 弥恵さんの作品）

あいさつ運動実施状況(令和5年度)

	地 区 名	実 施 日	事 業 名	実 施 場 所	参加人数
1	十条台	10月15日(日)	親子遠足	三島スカイウォーク	42
2	王 子	① 10月28日(土) ② 11月19日(日)	① こんこんまつり ② ボッチャ大会	① 王子東児童館 ② 王子小学校	① 458 ② 62
3	豊 島	11月5日(日)	豊島大運動会	明桜中学校	2,000
4	十 条	11月19日(日)	第12回フォトアドベンチャーラリー じゅうじょうクエスト2023 (小学生対象のまち歩きとゲーム)	上十条一丁目、中十条一・二・三丁目、岸町二丁目	330
5	神 谷	12月10日(日)	神谷もちっこ会	神谷小学校	758
6	赤羽西	① 10月15日(日) ② 11月 5日(日)	① みんなで運動会 ② ファミリーまつり	梅木小学校	① 中止 ② 1,477
7	志 茂	10月21日(土)	しもっこフェスティバル	志茂子ども交流館	788
8	赤 羽	10月28日(土)	ばねっ子まつり	赤羽公園	1,006
9	赤羽北	10月7日(土)、 10月8日(日)	きたくふるさと区民まつり 「きたちゃんを探そう」	区民まつり赤羽会場	500
10	滝野川西	① 11月12日(日) ② 12月10日(日)	① デイキャンプ ② こどもクリスマス会	① 赤羽自然観察公園 ② 滝野川西区民センター	① 88 ② 423
11	滝野川東	11月19日(日)	第23回ハートまつり	滝野川東区民センター	315
12	西ヶ原東	10月29日(日)	第13回西ヶ原東地区バスハイク	横浜つくし野コース	93
13	昭和町	11月11日(土)	きたっこパーク	栄町ふれあい公園	
14	浮 間	① 10月22日(日) ② 12月 3日(日)	① このはまつり ② もちつき大会	① 浮間中学校 ② 浮間区民センター中庭	① 1277 ② 470
15	桐ヶ丘	11月19日(土)	オータムフェスティバル	桐ヶ丘郷小学校	1,465
16	田 端	11月19日(日)	家族ふれあいウォークラリー & 冬の子ども会	田端小学校	130
17	東十条	10月22日(日)	東十条町会連合会大運動会	東十条小学校	510
18	堀 船	10月14日(土)	少年の主張発表大会	堀船小学校体育館	478
19	東田端	11月12日(日)	第33回秋のゲーム大会	東田端地区管内	161
	合 計				8,576

4. 北区子どもかがやき顕彰（生涯学習・学校地域連携課）

北区子どもかがやき顕彰は、北区における文化・スポーツ等において特に優秀な成績を収めた、又は他の模範となる事績があった児童、生徒及び青少年並びにその団体を顕彰することにより、北区への愛郷心の形成並びに子どもたちの文化、スポーツ活動等の振興及び発展を図り、明日の北区を担う人づくりに資することを目的として、平成16年度から行っている。

（1）北区かがやき賞（旧：北区子どもかがやき賞・北区みらい賞）

顕彰対象 18歳以下で区内在住、在学、在勤の小・中・高校生、青少年及びその団体
顕彰基準 ア、全国規模の大会出場
イ、東京都規模の大会での優勝
ウ、ア・イに準ずる成績又は他の模範となる事績を収めたもの
実績（令和5年度）
・北区かがやき賞 40件



贈呈式

（2）北区はばたき賞（旧：北区立学校児童生徒等表彰〔文化・スポーツ等優良児童生徒表彰〕）

顕彰対象 15歳以下で区内在住・在学の小・中学生及びその団体
顕彰基準 ア、文化活動に関する東京都大会規模以上のコンクール等で入賞
イ、スポーツに関する東京都大会規模以上の対外試合において第8位以上の成績
ウ、スポーツ又は文化活動において長期にわたり努力し、他の模範と認められるとき
エ、社会福祉・環境美化等のボランティア活動等を長期にわたり継続的に実践したとき
オ、善行、人命救助、これらに類する行為を行ったとき
カ、その他、特に顕彰に値する行為を行ったとき
実績（令和5年度）
・北区はばたき賞 35件

5. 東京都青少年健全育成協力員（生涯学習・学校地域連携課）

東京都青少年健全育成協力員は、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の規定に基づき、平成16年度に設置された。

東京都知事から委嘱された協力員が、都の青少年健全育成施策に関する民間の協力者として、区内の書店・古書店・コンビニエンスストア・レンタルビデオ店等において指定図書類等が他の図書類と明確に区分して陳列されているかを調査し、その結果を都に報告している。

6. 夕焼けチャイム

区内の子どもたち、そして大人に対して、帰宅時間の目安となる時間になったことを知らせるため、夕焼けチャイムを区内全域に放送している。平成27年10月1日から、放送時間を、夏時間（3～9月）午後6時、冬時間（10～2月）午後4時30分としている。夕焼けチャイムについては毎年、青少年問題協議会で確認して実施している。

7. 青少年を対象とする社会教育事業（生涯学習・学校地域連携課）

（1）青少年委員活動

教育委員会では、青少年教育活動に尽力されている各界各層の有志指導者の中から60名の方々を青少年委員として委嘱している。青少年委員は公的身分をもった非常勤の公務員であるとともに、地域のボランティアとして指導にあたっている。また、教育委員会及び地域の関係機関・団体などと連携しながら、青少年の余暇指導、青少年団体の組織化、指導者の育成及び青少年団体に対して指導・助言を行うなど青少年健全育成のための活動を行っている。

（2）あすか教室

特別支援学級を卒業した後の青年・成人が余暇を快適に過ごし、実際生活に即した教養を身につけ、相互の人間関係を育て社会の中でよりよく生きていけるよう、継続学習の場として「あすか教室」を開設している。

（3）KITAKUスーパーサイエンススクール

小・中・高校生の自然科学及び技術分野の研究・学習への興味・関心を引き出すことを目的として、高専・大学や研究所等専門機関と連携して科学学習のできる機会を提供している。

（4）学校施設の地域開放

学校は教育のための施設にとどまらず、地域住民に対してもその開放が求められている。北区では区立小学校の校庭を、学校教育に支障のない範囲で地域の青少年の遊び場、スポーツの場として開放している。また、地区体育館（小学校3校・中学校8校・義務教育学校1校・その他2箇所）、校庭夜間開放（小学校2校・中学校6校）を実施し、地域住民の体力増進とスポーツの振興を図っている。

8. スポーツ推進事業(スポーツ推進課)

① 青少年スポーツ振興

青少年の基礎的な体力や運動能力の向上を図るため、発育段階における体力づくりが大切である。各々の能力に応じて気軽にスポーツに親しみ、それを継続させる習慣を身につけることを目指したい。

力いっぱい体を動かし、スポーツの楽しさ、喜びを味わいつつ、心身を鍛えると同時にルールを学びスポーツマンシップの育成も兼ねて次の事業を行っている。

- ・こども魚釣教室
- ・青少年剣道大会
- ・区民プールの開設
- ・少年野球大会
- ・少年少女サッカー大会

② わくわく土曜スポーツクラブ

地域で子ども達がスポーツに親しみながら、健やかに成長できるように「わくわく土曜スポーツクラブ」を開催している。バドミントン、バレーボール、ミニバスケットボール、卓球、剣道、水泳、バトン・チア、スラックライン&スラックレールの8種目を、区立体育館など6会場で実施している。



9. 児童館事業(子どもわくわく課)

児童館、子どもセンター、ティーンズセンター

児童館は、児童福祉法による児童厚生施設として、地域の児童に健全な遊び場を提供し、遊びを通して児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に設置している。(あわせて児童館の分室として、児童室を1か所設置している。) 児童館、児童室ともに利用対象は0歳から18歳未満の児童である。小学生の新たな居場所である、放課後子ども総合プランの実施に伴い、乳幼児親子や中高生の居場所としての利用推進を図っている。

子どもセンターは、乳幼児親子が安心して1日過ごせる居場所として、年間を通した乳幼児クラブ活動や子育てに関する相談事業など、乳幼児親子への支援を実施している。ティーンズセンターは、中高生世代の居場所として専用時間帯(午後5時30分～午後7時)や専用室を設けている。

また、各館では児童館運営委員会を設け、地域との連携を図るとともに青少年地区委員会とも連携して事業を展開している。

なお、平成25年3月に策定した「今後の児童館のあり方に関する基本方針」に基づいて、平成26年8月に「子どもセンター事業計画」、「ティーンズセンター事業計画」及び「子どもセンター及びティーンズセンター配置方針」を策定した。これらの計画に基づいて、近接する児童館を中心にその機能を統合し、乳幼児親子の居場所機能と子育て支援機能を充実するとともに地域ネットワークの拠点となる「子どもセンター」と、中高生世代の居場所機能を充実する「ティーンズセンター」へ移行していく。

【児童館から子どもセンターへ移行した施設】

- 平成28年度(3か所): 栄町、浮間(ティーンズセンター併設)、神谷
- 平成29年度(1か所): 西ヶ原
- 平成30年度(2か所): 十条台、八幡山

【児童館の統合】

- 岩淵児童館: その機能を赤羽北児童館と志茂子ども交流館に統合し、平成28年3月31日に閉館
- 中里児童館: その機能を田端児童館と西ヶ原東児童館(現・西ヶ原子どもセンター)に統合し、平成28年8月31日に閉館
- 上十条児童館: その機能を西が丘児童館と十条台児童館(現・十条台子どもセンター)に統合し、平成29年3月31日に閉館
- 赤羽西五丁目児童館: その機能を桐ヶ丘児童館に統合し、平成30年3月31日に閉館
- 滝野川北児童館: その機能を滝野川西児童館に統合し、平成31年3月31日に閉館

【令和6年度の施設数】

児童館 14館
 子どもセンター 5館
 子ども・ティーンズセンター 1館 計20館 (他に児童室 1室)

(令和5年度 児童館、子どもセンター、ティーンズセンター利用実績)

項 目 階 層	5年度 利用者数(人)	前年度増減 (人)	割合(%)
小学生	73,232	17,546	16.0
中学・高校生	20,622	6,377	4.5
幼児・保護者	364,059	34,173	79.5
合 計	457,913	58,096	100.0

10. 放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)(子どもわくわく課)

「放課後子ども教室」と「放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」の放課後対策事業を一体的に運営するもので、小学校を会場として子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を提供している。

(1)放課後子ども教室

【一般登録早朝・夕方利用】

一般登録実施時間前後の早朝・夕方の時間帯、保護者が就労等で留守になる家庭の児童を対象に、安全・安心な居場所を提供することを目的としている。

【実施時間】

学校授業日：授業終了後～午後5時(11月～2月 午後4時30分まで)

夕方利用 午後5時～午後6時(11月～2月 午後4時30分～午後6時)

学校休業日：早朝利用 午前8時15分～午前9時

午前9時～12時

午後1時～午後5時(11月～2月 午後4時30分まで)

夕方利用 午後5時～午後6時(11月～2月 午後4時30分～午後6時)

(2)学童クラブ(留守家庭児童対策)

児童福祉法で放課後児童健全育成事業として位置づけられ、北区立小学校に在学する児童、区内に居住し北区立以外の小学校に在学する児童で、保護者が就労等のために留守になる家庭の児童の安全を図るとともに、異年齢集団の良さを活かした健全な遊び、基本的生活習慣を身につけることを目的としている。

【学童クラブ数】 (令和6年9月1日現在)

区が直接運営する学童クラブ	18か所
業務委託の学童クラブ	76か所
	計94か所

【育成時間】

学校授業日：授業終了後～午後6時（延長育成時間 午後6時～午後7時）

学校休業日：午前8時15分～午後6時（延長育成時間 午後6時～午後7時）

11. 子ども支援事業（子ども家庭支援センター）

（1）子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターは、子どもと家庭に関する問題への対応機関として、子どもと家庭の総合相談事業、関係機関相互の連絡調整、乳幼児親子の居場所づくり等を実施し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進している。

また、児童虐待に関する北区の一義的な相談窓口となっており、児童虐待防止事業の調整機関として、健康支援センター、児童相談所等、区内の関係機関、その他の関係者との連携を一層推進し、情報を共有しながら適切な対応を図っている。

（2）児童発達支援センター

令和3年4月、子ども発達支援センターさくらんぼ園とさくらんぼ園発達相談室を統合し、児童福祉法に基づく福祉型の児童発達支援センターに移行した。令和6年4月からは児童福祉法改正に伴い、福祉型と医療型を一元化し、理学療法と肢体不自由児の受け入れも行える施設となり、18歳未満の児童の発達や障害に関する様々な相談に対応するとともに、地域における中核的な療育施設として支援をしている。

（3）子ども家庭支援センター及び児童発達支援センターの活動状況

令和5年度の活動状況は次ページ以降のとおりである。



子ども家庭支援センター

(1) 活動方針

子どもと家庭に関わる総合相談窓口として、18歳未満の児童及び子育て家庭のあらゆる相談に対応するとともに、健康支援センターや東京都北児童相談所等の関係機関と連携し、子育て家庭を支援する。

(2) 活動内容

事業名・内容	参加者数
子ども家庭支援センター事業 1. 総合相談事業 ・心理相談810回（3～4回/週）・栄養相談485件（3～4回/月）・電話相談1,448件（毎日） ・利用者支援事業「子育てナビ」 子ども家庭支援センターにおいて子育て家庭や妊産婦のニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や子育て支援事業などの情報提供を行う。 ・「はぴママひよこ面接」 生後6か月までの子どもの保護者を対象に、出産後の育児の不安を軽減し、安心して子育てができるように、子ども家庭支援センター及び児童館・子どもセンターで面接を実施する。面接終了時には育児応援グッズ等を贈呈する。 2. ひろば事業 乳幼児親子の居場所づくりとして、親子で楽しめるプログラムや、子育て講座等をとおして、育児不安や悩みの解消を図る。 3. 児童虐待対策事業 児童虐待対策の一義的な相談窓口として、北児童相談所等と連携して、児童虐待対応及び、児童虐待の予防と早期発見、見守りを行っているほか、養育支援事業を実施するなど、児童虐待防止に向けた対策事業を推進する。 4. ファミリー・サポート・センター事業 子育てをしている家庭への支援を目的に、子育て経験者など育児のサポートができる区民を募り、保育園等への送迎や一時的な保育など多様な保育ニーズに対応するとともに、地域住民の協力、連携のもとに、地域での子育て支援づくりを推進する。 5. 子ども家庭在宅サービス事業 ①乳幼児ショートステイ事業 保護者が出産、出張や育児疲れ等で一時的に養育することが困難になった時に、乳児院で預かり、子育てを支援する。	入館者 19,303名 相談件数（電話＋来館） 2,258件 対応件数 4,847人 内訳 来所 3,209人 電話 1,638人 面接実施件数 1,827件 利用者数 14,330名 児童虐待受理件数 750件 家庭等訪問 延べ5,219件 関係機関及び相談等対応数 相談対応件数延べ39,112件 サポート会員 446名 ファミリー会員 3,879名 （内 両方会員19名） 利用回数 8,424回 乳幼児ショートステイ 126日

また、要支援家庭を対象とした乳幼児ショートステイ事業を実施し、乳児の発達や行動観察、保護者支援を行う。 ・対象……区内に居住する0歳から2歳未満 ・定員……1名 ・養育料の減免有り ② 子どもショートステイ 保護者が出産、出張や育児疲れ等で一時的に養育することが困難になった時に、児童養護施設で預かり、子育てを支援する。また、要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業を実施し、児童の発達や行動観察、保護者支援を行う。 ・対象……区内に居住する2歳から18歳未満（18歳到達後最初の3月31日）までのお子さんがある方 ・定員……7名 ・養育料の減免有り ③ 安心ママヘルパー事業 産前1か月前から3歳になる前日までの育児を行っている家庭に対し、支援者の不在時にベビーシッターや専門支援員（産後ドゥーラ）を派遣し、日常的な家事支援・育児支援を行う。初回利用は、子ども1人につきベビーシッター2時間、産後ドゥーラ2時間までは無料。	要支援ショートステイ 0日 子どもショートステイ 1,244日 要支援ショートステイ 34日 利用実績 単胎児 187人 多胎児 11人 無料分利用時間 455時間 有料分利用時間 単胎児 1,617時間 多胎児 760時間
--	---

児童発達支援センター

(1) 活動方針

1 8歳未満の子どもの発達や障害に関する様々な相談に対応するとともに、地域における中核的な療育施設として支援を提供する。

(2) 活動内容

事業名・内容	
1 総合相談 1 8歳未満の子どもの発達や障害に関する相談を受け、必要に応じて発達検査や専門相談等を行い、療育機関や関係機関につなげる等、子どもと家族に適切な支援を提供する。	新規相談 713件 初回面接 399件 継続相談 363件 専門相談員による個別相談 小児神経・小児精神科医 48件、言語聴覚士 130件、作業療法士 43件 心理相談員 228件 小グループ活動 24回延べ216組
2 児童発達支援 (1) 療育・さくらんぼ 未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の習得、自立のために必要な知識及び社会性の獲得、集団生活への適応を支援する。 (2) 個別専門療育 言語療法や作業療法などの個別専門療育を実施し、発達支援を行う。	利用契約数 75人 利用者数 延べ4,780人 利用日に占める一日の利用者数 平均19.8人 定員に(30名)に占める割合 平均66.0% 各種健診 小児科130人、眼科15人、歯科20人、耳鼻科21人 専門療育 言語療法 656人 作業療法 611人 特別療育 ムーブメント 239人
3 保育所等訪問支援 作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等の専門職員が保育所等を訪問し、他児との集団生活の適応のために、子どもへの直接的または担任等への間接的な専門的支援を行う。	契約件数 13件 訪問実績 34回
4 障害児相談支援 通所受給者証取得のための相談及びプラン（障害児支援利用計画）作成を行う。	契約件数 17件 障害児支援利用計画作成 145件

5 家族支援・地域支援 親の会のグループ活動や子どもとの接し方を学ぶペアレントトレーニングなどの家族支援を行うとともに、様々な障害についての普及・啓発活動や講演会などを開催して地域支援を行う。	モニタリング報告書作成 113件 ペアレントトレーニング 講演会1回、プログラム12 回 親の会のグループ活動 だるまの会5回 子どもの発達を考える親の 会6回 地域支援講演会2回 地域支援学習会10回 発達障害児支援講習会1回
--	---

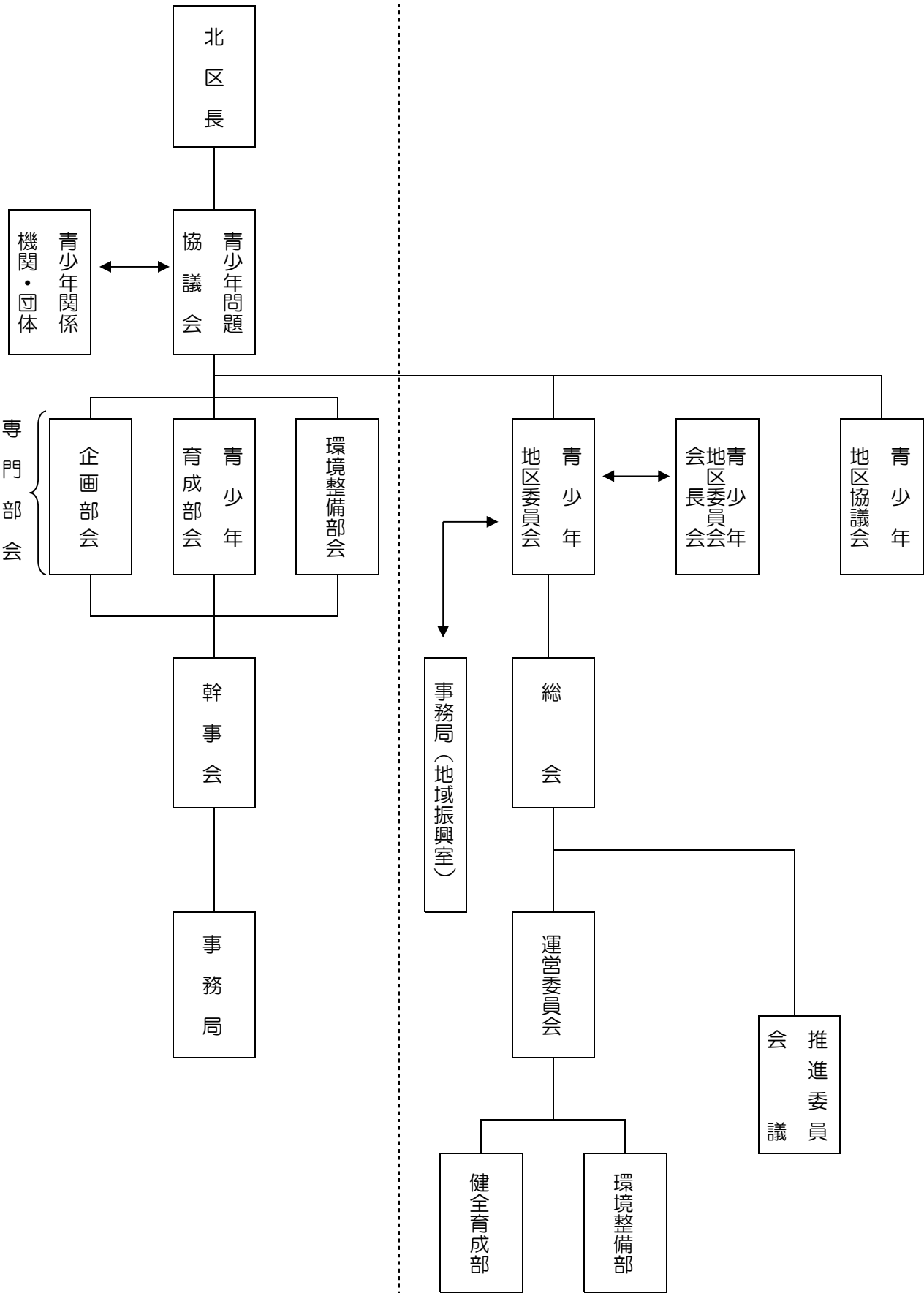
参 考 資 料

- 東京都北区青少年健全育成関係組織図
- 令和6年度北区青少年健全育成活動基本方針
- 東京都北区青少年問題協議会条例
- 東京都北区青少年問題協議会要綱
- 東京都北区青少年地区協議会細則基準
- 東京都北区青少年地区委員会規約基準

東京都北区青少年健全育成関係組織図

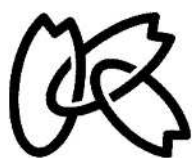
【区 組 織】

【地 区 組 織】



令和6年度

北区青少年健全育成活動基本方針



令和6年2月
北区青少年問題協議会

1. 趣 旨

次代を担う青少年が、安全・安心で健全な地域環境において、健やかに未来に向かい明るい希望を抱きながら、人間性豊かな社会人として成長することは、北区民をはじめすべての人の願いです。

青少年の健全育成に向けては、青少年が社会の一員としての自覚と自信を持ち、豊かな創造力のある人材となれるように、大人はその行動が子どもに大きな影響を与えることを自覚し、良き手本となるよう努めるとともに、家庭、地域、学校が連携し、北区で育って良かったと実感できるような取り組みを推進することが重要です。

本年度の北区青少年健全育成活動は、北区の青少年の未来に思いを馳せ、青少年が社会の一員として、規範意識(人権尊重の精神を含む)を育むとともに、社会で生きていく力や自立する力を身につけ、健やかに成長することを心から願い、青少年に関する各分野において重点目標を定め、その推進に努めます。

2. 青少年の現状と課題

我が国においては、携帯電話やスマートフォン等の携帯情報端末の急速な普及に伴い、青少年がインターネットで有害な情報や危険な情報に容易に接することが可能になり、青少年を非行や犯罪に誘う要因ともなっています。特に、ソーシャルネットワークワーキングサービス（以下、SNSと表記）等により青少年が犯罪の被害者となる痛ましい事件が発生する一方で、特殊詐欺に関与する等、青少年が加害者となる重大事件も発生しています。さらに、いじめに起因した痛ましい事件も発生し社会問題となっています。非行、いじめを防止し、子どもたちが犯罪被害に巻き込まれたり、自殺に追い込まれたりすることがないように、子どもたちのいのちと安全を守る取り組みが急務となっています。

また、児童虐待による重大な事件も後を絶たず発生しています。育児不安の解消による児童虐待の未然防止や虐待が疑われるケースの早期発見・早期対応等、子どもの貧困対策とともに社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

少子化、核家族化、地域における人間関係の希薄化が進み、青少年の社会性の獲得、自立がますます難しくなっています。さらに、青少年が将来への夢や希望を持ちにくくなっている現状があります。それに伴い、不登校、ニートやひきこもり等、社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年への支援が課題となっています。社会性を身につけ、地域とのつながりを大切にするとともに、自らの個性や適性を理解し、主体的に進路を選択する能力を育てるため、青少年の社会参加の促進や職業意識形成への支援が重要となっています。

選挙権が18歳以上に引き下げられ、民法上の成年年齢も令和4年4月に18歳に引き下げられました。

改正少年法では、新たに成人となった18歳と19歳を「特定少年」と位置づけ、家庭裁判所から検察に送り返す「逆送」という手続きの対象事件が拡大され、一定の重さの罪を犯した場合は原則として大人と同じ裁判を受けることになります。青少年が、社会の形成者として必要とされる基本的な資質や能力を育む教育等の充実が求められています。

令和2年3月以降、新型コロナウイルスの感染拡大により、学校の臨時休業やオンライン授業の実施等により青少年を取り巻く環境が激変しました。

GIGAスクール構想（注1）により、児童・生徒1人1台の学習用端末と高速ネットワーク環境の整備が進む中、端末利用時のルール作りが課題となっています。

また、ヤングケアラー（注2）という言葉が広く一般に使われるようになり、家族の世話や介護による子どもたちの過度な負担が学業への支障や不登校に発展する等、新たな課題となっています。コロナ禍を経て、地域の活動が活発化してきているなか、次代を担う青少年が夢や目標を持って成長し、たくましく自立できるように青少年の社会生活を支援するための地域づくりが求められています。

3. 青少年関連施策の現状

青少年の健全育成に関して、国や東京都、北区では、以下のような取り組みを推進しています。

（1）国の取り組み

①子ども・若者育成支援施策の総合的な推進

平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」を施行し、子ども・若者育成支援施策の総合的推進等を図ることとし、令和3年4月に取りまとめた「子供・若者育成支援推進大綱」では、子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針等を定めました。また、令和5年12月策定のこども基本法に基づく「こども大綱」では、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくこととしています。

②全ての子ども・若者の健やかな育成

ア. いじめ対策

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」を施行し、学校や行政の責務を規定しました。平成29年には「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定し、いじめの学校内での情報共有や道徳教育の充実を明記しました。また、基本方針等に則ったいじめの適切な調査に資するため「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定しました。

イ. キャリア教育（注3）

平成23年1月に中央教育審議会が「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」を取りまとめました。幼児期教育から高等教育までの体系的なキャリア教育の推進、実践的な職業教育の重視と職業教育の意義の再評価、生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援（生涯学習機会の充実、中途退学者等の支援）の3つの基本的方向性に沿った具体的方策を提言しました。

③困難を有する子ども・若者やその家族の支援

ア. 不登校対策

平成29年2月に不登校児童・生徒に対する教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するため、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を施行しました。また、その基本指針の趣旨に基づき、令和元年10月25日に「不登校児童生徒への支援の在り方について」を通知し、不登校児童生徒への支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があるとしました。

また、不登校児童生徒が増加する中、令和5年3月31日「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLOプラン）を取りまとめ、不登校対策を推進しています。

イ. 自殺対策

政府は、自殺対策の指針として定める「自殺総合対策大綱」を令和4年10月に見直し、「新自殺総合対策大綱」を閣議決定しました。この中の重点施策の一つとして、「子ども・若者の自殺対策をさらに推進する」を挙げています。

ウ．発達障害等への支援

平成28年5月に「発達障害者支援法」を改正し、相談体制の整備、発達障害児の早期発見、いじめ防止等の新たな対策を図っています。

エ．薬物対策

令和5年8月に薬物乱用対策推進会議で、「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、密輸対策の強化など薬物乱用の根絶を図っています。

オ．児童虐待防止対策

平成28年5月に児童福祉法等の改正を受けて、児童虐待の予防や発生時の迅速・的確な対応を強化しました。また、令和2年4月には、児童虐待防止対策の更なる対策強化を図るために、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関の連携強化等の措置を講じました。

カ．子どもの貧困対策

令和元年9月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正により、児童の権利に関する条約の精神に基づき、子どもの「将来」だけでなく、「現在」の生活等についても子どもの貧困対策を総合的に推進することが同法の目的として明記されました。また、基本理念として、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること、市町村が子どもの貧困対策の計画を定めるよう努める旨等を規定しています。

令和元年11月策定の「子供の貧困対策に関する大綱」では、「親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築」、「支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮した対策の推進」、「地方公共団体による取組の充実」等を分野横断的な基本方針として定めるとともに、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」等を総合的に推進していくこととしています。

令和5年12月策定のこども基本法に基づく「こども大綱」では、前述のとおり、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、これまで以上に総合的かつ一体的に子供の貧困対策を進めていくこととしています。

また、令和2年4月に施行された「大学等における修学の支援に関する法律」において、低所得世帯に対して、大学や専門学校などの入学金、授業料を減免するとともに、給付型奨学金を拡充しており、令和6年度からは、多子世帯や理工農系の所得要件の拡大や、貸与型奨学金の減免返還制度の見直しなどの制度拡充を図ることとしています。

キ．ヤングケアラー対策

令和2年度及び3年度に厚生労働省と文部科学省が連携し、「ヤングケアラーの実態に関する調査」を実施して、ヤングケアラーの現状と課題を示しました。

④子ども・若者の成長のための社会環境の整備

ア. 安全対策

犯罪対策閣僚会議において、世界一安全な日本を目指し、犯罪情勢や関係機関の取り組み状況等を踏まえた対策を推進しています。平成27年6月に施行した少年鑑別所法に基づき、少年鑑別所は「法務少年支援センター」として、少年や保護者等からの相談に取り組んでいます。

イ. 有害情報対策

平成28年7月に「第3次児童ポルノ排除総合対策」を取りまとめ、平成30年2月には「青少年インターネット環境整備法」の改正法を施行し、フィルタリングの利用促進を図るための所要の措置を講じています。また、4月を「アダルトビデオ出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」とし、令和2年6月には、被害者支援や加害者対策等の強化のため「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を策定しました。令和5年3月には、オンライン上の性暴力やSNSに起因する性被害等の新たな課題への対応もふまえた、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」を策定し、令和5年度から7年度までを更なる集中強化期間として被害者支援や加害者対策等の継続・強化に取り組んでいます。

ウ. 子ども・子育て支援

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める支援新制度が平成27年度にスタートしています。新子育て安心プランにより、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

エ. 放課後対策

平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすため、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めています。

(2) 東京都の取り組み

①子ども・若者育成支援施策の総合的な推進

平成28年12月に策定した「都民ファーストでつくる『新しい東京』」では、施策の柱の一つに「未来を担う人材の育成」を掲げています。また、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、令和2年4月に「東京都子供・若者計画(第2期)」を策定し、全ての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、子どもの貧困対策への取り組みを追加して各施策の一層の推進を図っています。さらに、令和2年3月策定の「東京都子供・子育て支援総合計画(第2期)」では、子ども・子育て支援の多様な取り組みを推進し、安心して産み育てられ、全ての子どもたちが健やかに成長できる社会の実現を目指すとともに、子どもを権利の主体として尊重することを明記しました。

②全ての子ども・若者の健やかな育成

ア. 地域における青少年健全育成事業

青少年の正義感、倫理観に加え、障害者、高齢者等を思いやる心や多文化への理解等のダイバーシティ(注4)の意識を育む取り組みを区市町村や地域の青少年関係団体等と連携して推進しています。

イ. いじめ対策

平成26年7月、いじめ対策を総合的に推進するための「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定し、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を策定しました。平成29年3月には、「第2次東京都教育委員会いじめ総合対策」を策定し、「軽微ないじめも見逃さない」等の対策ポイントを追加・修正しました。

ウ．相談体制

平成29年7月、東京都若者総合相談センター「若ナビα」を開所し、相談内容にあった適切な相談機関を紹介し支援しています。

③困難を有する子ども・若者やその家族の支援

ア．ひきこもり対策

相談事業（東京都ひきこもりサポートネット）やひきこもり等の支援を行うNPO法人等を育成・サポートする東京都若者社会参加応援事業等を実施しています。

イ．自殺対策

国の「新自殺総合対策大綱」を受け、令和5年に第2次となる「東京都自殺総合対策計画～こころと命のサポートプラン～」を策定し、「若年層の自殺防止」を重点項目に位置付けています。その中で、自殺総合対策に関する情報を集約したホームページ「ここナビ」を開設し、悩み別の相談窓口やLINEでの相談、自殺対策についての基礎知識等、様々な情報を手軽に入手できる工夫をしています。

また、令和4年6月、学校と家庭、関係機関等との連携を強化し、児童・生徒への支援体制の充実を図るため、教職員向けデジタルリーフレット「キーワード 自殺予防『ケアとキュア』 子供のサインを見逃さず、適切な支援につなげるために」を作成し、東京都教育委員会のホームページに掲出しています。

ウ．発達障害等への支援

平成28年2月、「東京都発達障害教育推進計画」を策定し、全ての公立校での発達障害教育の充実を図っています。また、東京都発達障害者支援センターでは、相談業務や啓発活動を行っています。

エ．薬物対策

平成31年3月、「東京都薬物乱用対策推進計画（平成30年度改定）」を策定し、増加するSNS等を介した売買の監視の強化等を推進しています。また、「東京都薬物の濫用防止に関する条例」を制定し、知事指定薬物を指定して取締りを強化しています。

オ．児童虐待防止対策

国が取りまとめた「児童相談所の体制強化に向けた緊急総合対策」（平成30年9月）、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（同年12月）に基づき、児童福祉司やその他専門職の増員、区市町村の子ども家庭総合支援拠点の設置など、児童相談体制の更なる強化を図るとともに、関係機関と一層の連携強化を図っています。また、平成31年4月に保護者による体罰の禁止等を規定した「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を施行しました。

カ．子どもの貧困対策

令和2年3月策定の「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」では、教育支援、経済的支援等の4つの柱で子どもの貧困対策を総合的に推進しています。

キ. ヤングケアラー対策

国の施策を受け、令和3年度にヤングケアラーに関する連絡会を設置し、ヤングケアラーやその家族に対する相談支援を開始しました。

④子ども・若者の成長のための社会環境の整備

ア. 有害情報対策

平成29年7月、JKビジネスを規制する「特定異性接客営業等の規制に関する条例」を施行しました。自画撮り被害の防止のため、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の一部を改正し、平成30年2月から青少年に裸の画像を不当に求めることを禁止しました。また、自画撮り被害の増加等に対応するため、平成31年4月に「SNS東京ルール」を改訂しました。さらに、子どもを有害情報から守るための「ファミリールール講座」(注5)、ネットやスマホの悩みを解決する相談窓口「こたエール」を開設しています。

(3) 北区の取り組み

①子ども・若者育成支援施策の総合的な推進

社会情勢がめまぐるしく変化し、将来の予測が困難な今の時代において、「誰もが自分らしく学び、自分らしく活躍できる社会」、「ともに学び、ともに育つ社会」の実現を目指し、「北区教育ビジョン2020」(令和2年3月策定)に基づく教育施策の推進を図るとともに、幼児期の学校教育・保育、そして、生まれてから社会の一員として自立していくまでの全ての子どもの育ちと保護者への支援について、「北区子ども・子育て支援計画2020」(令和2年3月策定)に基づく子育て施策を総合的に推進しています。

②全ての子ども・若者の健やかな育成

ア. 家庭教育力の向上

子どもの基本的な生活習慣の乱れを改善するため、「生活習慣の形成」、「家庭学習の定着」、「親子のきずなづくり」の3つの家庭教育における課題を柱とした事業を展開しています。

イ. 読書推進

令和2年3月に「第四期北区子ども読書活動推進計画」を策定し、乳幼児から中高生までの読書活動を積極的に推進しています。また、学校・地域との連携、読書活動の普及・啓発活動等の様々な取り組みを行い、魅力ある学校図書館づくりを積極的に進めています。

具体的には、選書、廃書の補助や授業支援のため、区立小・中学校全校に学校図書館指導員を配置しており、また、図書購入支援、読み聞かせボランティアや講演会講師を学校に派遣し、児童・生徒が主体的・意欲的に読書活動に取り組み、問題解決的な学習において、追究活動が積極的に行える学校図書館を目指しています。

ウ. いじめ対策

「東京都北区いじめ防止基本方針」を見直すとともに、「東京都北区いじめ防止条例」に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、教育委員会と学校その他関係機関との連携を深めています。全教職員には、いじめ問題対応研修を実施し、初めて担任となる教員向けに、いじめを起こさないための学級経営研修会を実施しています。区立小・中学校の全児童生徒に対しては、年2回WEBQU(注6)を実施し、いじめ等の未然防止及び早期発見・早期対応に努めています。また、いじめを含む生活指導上の問題への対応や経済状況等

から十分な保護・養育ができない家庭への支援等に、複数の機関が連携して対応する北区サポートチームを設けています。さらに、スクールカウンセラー（注7）を区立小・中学校全校と各サブファミリー（注8）に配置して、カウンセリング等の機能の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカー（注9）を配置して、関係機関と連携し対応しています。

エ．相談体制

子どもと家庭の総合相談として、18歳未満の児童や保護者の相談（育児、児童虐待等）を子ども家庭支援センターで行っています。北児童相談所や区関係機関が連携して実効性のある対応を行うとともに、妊娠期から子育て期の切れ目ない包括的な相談支援等を行っています。

オ．キャリア教育

区立中学校2年生を対象にした地域の商店等での連続3日間の職場体験、中学生、高校生を対象にした「中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業」（注10）を実施しています。また、就職支援事業では、高校生への就職前定着支援セミナー等を実施するとともに、ハローワーク王子等と連携し、就職活動の支援を行っています。

③困難を有する子ども・若者やその家族の支援

ア．不登校・ひきこもり等への対策

不登校やその他の困難を抱える子どもへの相談支援については、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒が置かれている学校や家庭環境等を多角的に把握したうえで、家庭や学校、関係機関とのネットワークを構築して、地域における一体的で効果的、効率的な支援を行うとともに、北区役所滝野川分庁舎内にホップ・ステップ・ジャンプ教室（適応指導教室）を設置し、様々な要因で学校に通えない子どもに対して、心の居場所と併せて、基礎学力の補充や集団行動を通じた自己決定力の向上につながる、社会的自立に向けた支援を行っています。

令和5年9月からは、区立小・中学校各3校において、不登校気味の児童・生徒等の居場所を学校内に確保する「校内別室指導員配置事業」を順次開始するとともに、令和5年度からは令和4年度に開始したフリースクール等に通う不登校児童・生徒への授業料負担軽減の支援を拡充しています。

また、令和4年度までは委託事業として実施してきた不登校児童・生徒の保護者を対象とした「保護者の集い」については、令和5年度から区直営で実施しています。

ひきこもりへの支援については、令和4年度から、「北区ひきこもり支援プラットフォーム」の開催など、家族会の協力を得て、支援対象者の実態やニーズを把握し、施策を推進しています。その一環として、令和5年度より、委託事業として、主にひきこもり当事者向けに、相談コーナーを併設した「みんなの居場所」を毎月開催しているほか、当事者の家族向けに「家族の集い」を開催しています。

なお、ひきこもり等で自立に困難を抱えている義務教育終了後の15歳以上の方に対しては、健康支援センターにおいて、東京都と連携して相談に応じるとともに、こころの問題やひきこもりなどの相談に、専門医が応じています。

イ．自殺対策

庁内関連各課との連携を図りながら、相談窓口を周知するとともに、自殺予防に関する普及啓発事業（街頭や庁内窓口等でのパンフレット等の配布など）

の実施や、学校教職員に対する「いじめ問題対応研修会」を実施しています。また、学校の児童・生徒の自殺者数が増える長期休業明けの対策として、きめ細かく児童・生徒をみるよう、教育委員会から学校に対して通知を発出して指導するとともに、令和5年7月18日からは、1人1台端末（きたコン）のまなびポケットのメッセージ機能を利用した相談事業（子ども相談ポスト）を開始し、相談支援体制を拡充しています。

ウ．発達障害等への支援

令和5年3月策定の「第四次北区特別支援教育推進計画（令和5～9年度）」に基づき、教育総合相談センターにおいて、障害等で特別な支援を必要とする児童・生徒の適切な学びの場を保護者とともに考える就学相談、特別支援学級の設置、特別支援教室における巡回指導等を進めています。また、学校、保護者、児童・生徒から学校や家庭における教育上の様々な問題に関する教育相談を受け、必要に応じて関係機関と連携して支援を行っています。

未就学児に対しては、通所での療育による主に集団活動への適応、他者と意思疎通を図る力をつける支援を行っています。また、18歳未満の発達または障害が疑われる子どもや保護者に対し、心理士等が個別相談を通して課題の解決に向けた支援を行っています。

エ．薬物対策

東京都薬物乱用防止推進北区地区協議会と協力し、薬物乱用を許さない地域環境づくりを目指した啓発活動を推進しています。薬物乱用防止ポスター・標語を区内中学校より募集し、優秀作品の表彰及び王子カルチャーロードでの作品展示等を行っています。また、薬物乱用の根絶を目指した「ダメ、ゼッタイ。」普及運動の一環として、区内JR駅頭において街頭キャンペーンを行っています。あわせて、北区ホームページにおいて、「市販薬の過剰摂取」についての周知啓発を行っています。

オ．児童虐待防止対策

「北区要保護児童対策地域協議会」を設置し、要保護児童（注11）等の早期発見・適切な支援等の対策を行い、関係機関との連携強化を図っています。また、特定妊婦（注12）への支援、居所不明児童対策等を講じています。令和元年10月からは、児童相談所受理案件のうち、近隣や警察からの通告等で、区市町村が支援を行う方が適切であるケースについては、区市町村へ事案の送致が行われることになり、子ども家庭支援センターにおいて対応しています。令和元年12月には、北区、北区教育委員会、王子、赤羽、滝野川の区内3警察署と「児童虐待等の早期発見と未然防止に向けた連携強化に関する協定」を締結し、児童虐待防止対策を強化しています。

平成28年の児童福祉法改正により、特別区でも児童相談所の設置が可能になり、北区においても児童相談所設置に向けて準備を進めており、令和2年7月に策定した「北区児童相談所等複合施設基本構想」を具現化するため、令和3年12月に「北区児童相談所等複合施設基本計画」を策定しました。さらに、「北区児童相談所等複合施設運営指針」の策定に向け、令和4年7月に「北区児童相談所等複合施設運営指針検討会」を設置し、検討を行っています。

カ．子どもの貧困対策

「北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）」（平成29年3月策定）に基づき、生まれ育った環境に関わらず健やかに成長・自立できるよう、貧困の世代間連鎖を解消するために、各種施策を展開しています。

ひとり親家庭等相談窓口「そらまめ相談室（注13）」では、オンライン相談を導入し、貧困世帯の相談支援体制を充実しています。令和4年7月からは、「ひとり親家庭養育費確保支援事業」を開始し、子どもの養育費の取り決めを行ったひとり親家庭等に対し、かかった費用の一部を補助しています。また、「生活困窮・ひとり親世帯等の学習支援事業」を実施しており、小学生に対しては学習支援や居場所づくり、社会性の育成、保護者への養育支援等を行い、中学生に対しては学習習慣の定着や進路相談等、子どもの状況に寄り添った支援を行っています。

さらに、子ども食堂運営団体に対する立ち上げや運営を支援するとともに、北区社会福祉協議会を通じて、運営団体の交流・情報交換を目的とするネットワークづくりの支援や、地域における子どもの見守り体制の強化を図っています。

キ．ヤングケアラー対策

福祉、介護、医療、教育等関係機関の職員に対し、ヤングケアラーの発見や支援策に係る研修を実施しています。令和5年度からは、区役所内の関係各課の情報共有と連携強化を図るためのヤングケアラー連絡会を設置するとともに、ヤングケアラーコーディネーターを配置しています。

なお、青少年地区委員会では、令和4年度に委員を対象とした、ヤングケアラーについての理解を深めるための研修を実施しました。

④子ども・若者の成長のための社会環境の整備

ア．安全対策

令和2年2月に改定した「東京都北区生活安全推進プラン」に基づき、子どもの安全対策の推進を図っています。帰宅時間の目安を知らせるための夕焼けチャイムの放送や子どもの登下校時の安全を守るための「子ども安全ボランティア」、「子ども110番事業」の推進を図るなど、地域の見守り体制の充実に努めています。また、子どもが犯罪被害に遭う恐れのある事案が発生した際は、警察からの情報を元に北区メールマガジン（安全・安心情報）を配信して注意喚起を図るとともに、庁内に整備済みの子どもの見守りネットワークにより、関係部署等に迅速に周知しています。さらに、関係施設を対象とした子ども向け防犯教室及び職員向けの不審者対応訓練を実施しています。

イ．有害情報対策

東京都と連携し、不健全図書の調査や「ファミリールール講座」等の情報提供に取り組んでいます。また、スマートフォン等の使い方のルールを定め、各小中学校において啓発資料の配布や、セーフティ教室等を実施するとともに、フィルタリングの普及率の向上を図っています。

中学校においては、生徒会を主体とした自主的なSNSの正しい使い方等の啓発の取り組みも行っています。

「第6次アゼリアプラン」には、若年層に対するJKビジネス、アダルトビデオ出演強要、デートDV、性被害防止に関する意識啓発を施策の一つとして位置づけています。

小学校4年生から中学校3年生の児童生徒及びその保護者に対しては、「SNS北区ルール」を配付して啓発活動を行っているほか、きたコンを使用しての有害サイトへのアクセスを防ぐため、日々パトロールを行っています。

ウ．乳幼児や中高生の居場所づくりへの対策

児童館について、さらなる子育て支援に係る環境整備に向けて、乳幼児親子の子育て支援を充実する子どもセンター、あるいは、中高生世代の居場所を充実する子ども・ティーンズセンターへの移行を検討しています。

エ．小学校を活用した放課後等の居場所づくりへの対策

放課後に児童が伸び伸び遊べる「放課後子ども教室」と「学童クラブ」を一体的に運営する「放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）」を全ての小学校で実施しています。

4. 基本姿勢

「みんなで創る」～社会全体による次世代育成のための環境づくりの推進

家庭・地域・学校は、青少年が成長していくうえで基本的な生活の場です。

大人一人ひとりがその立場にかかわらず、次代を担う青少年の健全育成に等しく責任を負っていることを自覚し、それぞれが緊密に情報を交換し、青少年の健全育成や非行防止についての共通理解を深め、相互の連携・協力のもと、7つの主要政策のひとつである「子どもの幸せNo. 1」の実現に向け、子育て支援・教育施策を推進していきます。

具体的には、「北区基本計画2024」（令和6年3月策定予定）に基づき策定する「北区教育ビジョン2024」と「北区子ども・子育て支援総合計画2024」を統合し、「北区子どもしあわせプラン」として策定し、これに基づき、学校、家庭、地域の連携・協働により、子どもたちの健やかな育ちを支えていくとともに、全ての子どもの権利が保障され「子どもの最善の利益」の実現に資する施策と取組みを展開していきます。

5. 重点目標

令和6年度は、地域社会全体がそれぞれの立場において、また協働して地域の子どもたちを地域全体で育むため、以下の3つの重点目標を推進します。

- (1) 安全・安心で健全な地域環境づくりの推進
- (2) 心がふれあう家庭づくりの推進と家庭教育力の向上
- (3) 地域・社会活動への積極的な青少年参加の推進

6. 令和6年度 北区青少年健全育成活動基本方針 体系図

基本姿勢			
	重点目標		
		推進項目	
		推進内容	
「みんなで創る」～社会全体による次世代育成のための環境づくりの推進			
	(1)安全・安心で健全な地域環境づくりの推進		
	①子どもの安全対策の推進		
		子どもに対する防犯学習の推進	
		学校等における安全対策の推進	
		防犯活動の充実	
		子どもの安全のための連携の推進	
		防犯に関する情報の提供	
	②非行やいじめ防止活動の推進		
		啓発活動の推進	
		地域パトロールの推進	
		非行やいじめ等に関する相談の充実	
		非行やいじめ防止活動の推進	
		薬物乱用防止の推進	
	③有害環境浄化活動の推進		
		地域環境改善活動の推進	
		インターネット等からの有害情報抑制の推進	
	(2) 心がふれあう家庭づくりの推進と家庭教育力の向上		
		①家族でふれあえる事業の推進	
			「家族ふれあいの日」事業の推進
			家庭での食育の促進
			地域行事・地域活動への参加促進
			家庭教育力向上に向けての取り組みの推進

基本姿勢		
	重点目標	
	推進項目	
		推進内容
	②子育て家庭への支援の充実	
		地域における子育て支援の充実
		子育て相談の充実
		親育ちへの支援
		子育てネットワークづくりの推進
		安心して子育てと仕事ができる環境づくりの推進
		児童虐待防止の推進
		ヤングケアラーの支援の推進
	(3) 地域・社会活動への積極的な青少年参加の推進	
	① 地域・社会活動への参加と居場所づくりの推進	
		人権意識の醸成及び多様性・多文化への理解の推進
		地域リーダー養成の推進
		キャリア教育の推進
		地域活動への参加促進
		異年齢交流の促進
		青少年の区政参画の促進
		青少年の意見を発表する場の提供
		居場所づくりの推進
		不登校児童生徒等への支援
	②文化・スポーツ・国際交流活動等の推進	
		放課後・週末事業の充実
		各種スポーツ・レクリエーション事業の充実
		豊かな体験活動の充実
		国際交流活動の推進
		文化・芸術等に親しむ機会の充実
		読書活動の推進
		顕彰(表彰)事業の推進
		平和に関する事業の推進

7. 推進項目と推進内容

(1) 安全・安心で健全な地域環境づくりの推進

青少年の育成にとって、地域の環境はとても大切です。地域が協力して子どもの安全確保に努め、心安らぐ地域社会づくりを推進します。

また、積極的な広報活動や地域の実情に合わせた啓発活動等をとおして青少年を取り巻く有害環境の浄化の促進に努めます。

①子どもの安全対策の推進

○子どもに対する防犯学習の推進

子ども自身が防犯に関する知識や技術を身に付けるため、防犯教室や警察との連携による「セーフティ教室」を開催し、不審者等への対処法や非行防止に関する学習、SNSやJKビジネス、ネットゲーム等のリスクの啓発を実施するとともに、CAP（注14）プログラム活動の支援や地域安全マップ、「子ども安全手帳」の作成、配布等により、防犯学習の推進を図ります。また、主に小学生に対して帰宅時間の目安となる時刻になったことを知らせるため、引き続き夕焼けチャイムを放送します。

○学校等における安全対策の推進

門扉のオートロックや防犯カメラの活用、地域ふれあいパトロール事業を実施し、学校、児童館、子どもセンター、学童クラブ周辺の児童の安全対策を図ります。

また、児童の放課後の安全で安心な居場所を確保するため、地域等の協力を得ながら、「放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）」を実施します。

○防犯活動の充実

子どもの登下校時の安全を守るための活動を行う、PTA、地域の住民等からなる「子ども安全ボランティア」の推進を図るとともに、子どもが緊急時に逃げ込める通学路周辺の民家、事業所等にステッカーを貼付する「子ども110番事業」を実施します。

また、児童福祉施設等をはじめとする区内公共施設を中心に、区内全域において青色回転灯を設置したパトロールカーにより、24時間365日「地域安全・安心パトロール」を実施し、安全対策に取り組みます。また、防犯ボランティア団体の活動の充実を図ります。

○子どもの安全のための連携の推進

小中学校、青少年地区委員会、町会・自治会等が連携し、情報や意見の交換を行うとともに、「愛の一声運動」を実施し、パトロールによる防犯や非行防止の呼びかけを行います。

また、小学校ごとに設置している「子ども安全対策協議会」において、警察、PTA、地元住民等による意見交換や情報交換を行い、子どもの安全に向けた取り組みの推進を図ります。

警察署、消防署、町会・自治会、PTAや区等で構成する「東京都北区生活安全推進協議会」を開催し、北区の安全・安心に関する取り組みについて協議を行います。

○防犯に関する情報の提供

北区ニュースやホームページを利用し、防犯に関する情報提供を行うとともに、不審者等の情報等を北区メールマガジン（安全・安心情報）として配信します。また、闇バイトなどの犯罪行為に加担しないよう、動画やポスターにより周知するとともに、様々な機会を捉え注意喚起に努めます。

②非行やいじめ防止活動の推進

○啓発活動の推進

青少年の非行防止のため、環境浄化・犯罪防止の観点から強調月間を設け、啓発活動を行います。7月を「社会を明るくする運動」の強調月間としており、作文コンテスト、映画鑑賞会等を実施します。また、年間運動として保護司会を中心に地域ぐるみで更生保護に向けた取り組みを推進します。11月の子供・若者育成支援強調月間には、青少年地区委員会を中心に「あいさつ運動」を実施し、非行防止を呼びかけます。

この他に、東京都北区暴力団排除条例に基づき、青少年が暴力団等に関わらないための啓発活動等に取り組むとともに、犯罪に巻き込まれたり、加害者とならないために警察等と連携し、啓発に努めます。

○地域パトロールの推進

「愛の一声運動」を実施するほか、非行防止・犯罪抑止のため、青少年地区委員会、小中学校PTA、町会・自治会等がパトロールを実施します。また、地域住民によるパトロール活動をより支援するため、ボランティアで防犯活動や防犯啓発活動を行っていただける団体を募集し、パトロールに必要なベストや帽子、青色合図灯等の提供やボランティア保険の適用を行います。

○非行やいじめ等に関する相談の充実

非行やいじめ等の問題行動に対し、警察、児童相談所や教育総合相談センター、児童館、子どもセンター、子ども家庭支援センターにおいて、相談事業の推進を図るとともに児童・生徒の情報管理を徹底します。また、全ての児童・生徒に「いじめ相談ミニレター」を配付し、児童・生徒の相談に対応します。さらに、1人1台端末（きたコン）のまなびポケットのメッセージ機能を利用しての相談事業（子ども相談ポスト）を活用し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スーパーバイザー等と連携し、児童・生徒への相談支援体制の充実を図ります。

○非行やいじめ防止活動の推進

「東京都北区いじめ防止条例」に基づき「いじめ問題対策委員会」や「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、教育委員会と学校の連携を深め、いじめ対策の充実を図ります。学校現場で生じているいじめや、SNS等を使ったネット上のいじめを防止するため、学校と家庭、教育委員会と関係諸機関が連携するとともに、大人自らいじめを見過ごさない人権感覚を磨き、地域ぐるみで子どもの声に耳を傾け、危機に直面している子どもたちや学校を支えていきます。学校においては、スマートフォン、タブレット、1人1台端末（きたコン）の使い方のルールを決めるよう指導します。そして、「東京都北区いじめ防止基本方針」に基づき、複数の関係機関が連携して取り組む必要があると判断されるケースについては、「北区サポートチーム」を編制し、緊密に連携して対応します。さらに、区立小・中学校の全児童生徒に対し年2回WE B Q U調査を実施します。これにより、学校生活での満足度と意欲とソーシャルスキル、学級集団の状況を確認し、いじめや不登校等、問題行動等の早期発見に努めます。

○薬物乱用防止の推進

薬物乱用を許さない地域環境づくりを目指し、麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ、市販薬の過剰摂取が身体に及ぼす影響や危険性を周知する等の啓発活動に、東京都薬物乱用防止推進北区地区協議会、警察、学校等連携して取り組みます。

③有害環境浄化活動の推進

○地域環境改善活動の推進

青少年を取り巻く地域環境の浄化を図るため、東京都及び東京都青少年健全育成協力員と連携し、不健全図書類の販売状況の調査や販売自粛要請を実施します。

○インターネット等からの有害情報抑制の推進

青少年に悪影響を与えるような性的情報や、暴力・犯罪を誘発させる情報等の氾濫を防ぐため、保護者等の認識向上を図り、青少年へのフィルタリング利用等の対策を普及させるとともに、警察、学校、家庭等の連携を深めながら、有害情報の抑制、リスクの啓発とサイバー犯罪被害防止や、情報を有効に活用できる能力の向上に努めます。また、きたコン等を使用した有害情報へのアクセスを防ぐため、学校と連携しながら情報モラル教育の充実を図るとともに、セキュリティシステムによる閲覧制限の実施や学校からの情報提供及び個別の確認作業により、有害情報へのアクセス制限を実施します。

(2) 心がふれあう家庭づくりの推進と家庭教育力の向上

家庭は青少年にとって最初に豊かで安定した人間関係をつくりだし、安らぎを与え社会性を学び、青少年が自立していく場でもあります。また、人格形成や心身の健康づくり等も日常生活をとおして進めていくことが大切です。

家族のふれあいを大切に、思いやりのある明るい家庭づくりを推進するとともに、地域での家族同士の交流を促進する等、子育て家庭への支援の充実を図り、「子どもの幸せNo. 1」を目指します。

①家族でふれあえる事業の推進	
○「家族ふれあいの日」事業の推進	毎月第3土・日曜日の「家族ふれあいの日」を中心に、青少年地区委員会等の地域行事に家族そろっての参加を促し、家族とのふれあいを見直す機会を提供します。
○家庭での食育の促進	生活と健康の基本である食生活を見直し、「食」についての講座や体験を通じて学びながら、健やかな心と体をつくるとともに、家族そろっての食事を大切にして、親子のふれあいを図ります。
○地域行事・地域活動への参加促進	区民まつりをはじめ各地域における諸行事や地域の清掃等のボランティア活動への、家族そろっての参加を積極的に促進します。
○家庭教育力向上に向けての取り組みの推進	家庭教育における下記に掲げる3つの課題について、多角的・複合的に施策を展開します。また、保育園、幼稚園、認定こども園（注15）、小学校、中学校を核として、青少年地区委員会、町会・自治会、地域ボランティア等と協力・連携を図りながら、各事業を継続的に実施し、着実な家庭教育力の向上を目指します。 (1) 生活習慣の形成 学習意欲や体力、気力の低下の要因のひとつとして指摘されている子どもの基本的な生活習慣の乱れを改善するため、「早寝・早起き・朝ごはん」に関する取り組み等を推進します。 (2) 家庭学習の定着 家庭での学習習慣づくりのために、保護者が子どもとどのように関わるとよいかを小冊子にまとめ、家庭学習支援の参考として配付します。 (3) 親子のきずなづくり 子どものしつけの基本的なルールであるあいさつを家庭で毎日きちんと励行し、家庭内のコミュニケーションを図るため、青少年地区委員会を中心とした「あいさつ運動」等、啓発活動を行います。

②子育て家庭への支援の充実

○地域における子育て支援の充実

子育て家庭が地域で孤立しないよう、地域の子育て施設や青少年地区委員会等の地域コミュニティが連携して進める活動や区民による子ども食堂をはじめとする様々な取り組みを支援します。

○子育て相談の充実

子育て世代包括支援センター事業の「はぴママたまご・ひよこ面接（注16）」などを通じ、同センターを中心に児童館、子どもセンター、児童相談所、民生委員などと連携し、子育て相談体制の充実を図ります。児童館、子どもセンターにおいては、子どもなんでも窓口などで、子どもから保護者、子育てに関係している方々を対象とした相談に対応します。これらの取り組みによって育児不安と児童虐待を予防し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援をしていきます。

また、保育園、幼稚園、認定こども園、児童発達支援センター、母子健康担当部署、教育総合相談センター等が連携し、子ども自身や子育て家庭のあらゆる相談に対応できる体制の充実を図ります。

○親育ちへの支援

乳幼児や小・中学生の子育て家庭の保護者を対象に、豊かな心を持った子どもを育てるための「家庭教育学級」や、自分にあった子育ての仕方を共に学び、親がいきいきと自信を持って子育てができるよう「親育ちサポート事業」（注17）を実施するなど、親育ちへの支援に努めます。

○子育てネットワークづくりの推進

保護者の不安や孤独感の解消に向けて、「孤育て」に陥りがちな保護者同士の仲間づくりの場の充実に取り組みます。また、団体やボランティアが共に子育て支援ができるネットワークを構築するとともに、地域活動への支援や人材の育成を推進します。

○安心して子育てと仕事ができる環境づくりの推進

ワーク・ライフ・バランスの理解促進を図るため、企業および従業員、フリーランスの方などを対象に、講演会の実施や情報誌などで情報提供を行います。

また、保育サービスの充実等により、親が働きやすい環境づくりを推進します。

○児童虐待防止の推進

児童虐待の防止に向けオレンジリボンキャンペーン等を実施して啓発に努めるとともに、養育困難をはじめ、様々な課題や悩みを抱えている子どもと家庭に対して、心理相談、専門相談等を実施します。

○ヤングケアラーの支援の推進

区職員や学校関係職員をはじめ、子どもを取り巻く関係機関に対し、研修や講演会の開催及び積極的な参加を促し、ヤングケアラーへの理解を深め、情報共有を図るとともに、パンフレット等を配布して普及啓発を進めます。

また、ヤングケアラーコーディネーターをハブとした関係機関とのネットワーク体制の構築及び連携の強化に努めます。

(3) 地域・社会活動への積極的な青少年参加の推進

青少年がさまざまな社会活動に参加して、多くの人々と交流する中で、社会性を身につけ、自立心や協調性、優しさや思いやりの心を培うことは大切です。

地域における人間関係の希薄化が進み、地域社会へのつながりが薄れているなか、青少年の居場所を確保するとともに社会活動への参加の促進を図り、社会の一員であることの自覚を促すため、地域での居場所として放課後の学校施設等の利活用を図る等、青少年関連施設の整備・充実や積極的に社会活動に参加できる場と機会の提供に努めます。

①地域・社会活動への参加と居場所づくりの推進	
○人権意識の醸成及び多様性・多文化への理解の推進	家庭、地域、学校が連携し、様々な交流をとおして、一人ひとりの人権を大切にするとともに、思いやりの心や多様性への理解、男女共同参画意識を育み、共に生きる力の育成に努めます。また、多文化共生社会の実現に向け、相互理解の意識を啓発するとともに、外国人児童・生徒への学習支援や不就学児の調査・対応を行います。性に関しては、性自認や性的指向等を理由とする偏見や差別などの課題に対して、保護者の理解を得て必要な指導を行うとともに、学習指導要領を踏まえた、全ての児童・生徒の発達段階に応じた性教育の指導に加え、東京都教育委員会が実施する「性教育モデル事業」に取り組みます。
○地域リーダー養成の推進	地域で積極的にリーダーシップを発揮できる青少年を育成するため、北区青少年委員会と北区教育委員会が共催して「ジュニアリーダー研修会」「シニアリーダー研修会」及び「青少年団体指導者講習会」を実施し、修了生の地域活動への積極的参加を促進します。 また、子どもの時から防災に関心を寄せられるように、幼児から中学生を対象とした「防災教室」を開催するなど、あらゆる機会をとらえて防災に係る事業を展開し、地域における防災の担い手となる人材の土壌を醸成します。
○キャリア教育の推進	望ましい社会性や勤労観・職業観を育成するべく、キャリア形成を支援します。「中学生の職場体験事業」や「中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業」、「高校生のための就職前定着支援事業」に取り組みます。
○地域活動への参加促進	人に対する思いやりや協力、社会に貢献することの意義の理解を深め、児童生徒のボランティア意識の向上に努めるとともに、地域の清掃活動、福祉活動、防災等の地域活動への参加の機会を確保します。また、北区青少年地区委員会では、青少年の地域活動や居場所づくりのため、さまざまな活動や行事を展開します。
○異年齢交流の促進	多様な年代のいろいろな考え方を知り、異年齢との協力による活動をとおして成長し、社会性を養う機会として、子どもセンター、ティーンズセンター、児童館、保育園、青少年地区委員会の行事等で、異年齢交流を促進します。
○青少年の区政参画の促進	「小学生との区政を話し合う会」、「中学生モニター会議」、「高校生モニター会議」を開催し、区政や区のイメージアップに関する青少年の意見や提案を広く求めて区政運営の参考にするとともに、青少年に区政に関する情報を提供し、青少年の区政参画を促進します。また、こども基本法の施行を受けて、子どもの意見等を尊重し、施策へ反映する取組を推進します。
○青少年の意見を発表する場の提供	社会への参画の意識を醸成し、活動の成果を実感するとともに、自信と達成感、責任感や連帯感を感じ取る機会とするため、青少年に意見、主張を発表する場を提供します。

○居場所づくりの推進 中高生タイムを実施する児童館及びティーンズセンターにおいて、中高生が自主的に参加し、主体的に活動できる機会を設けるとともに、ニーズにあった居場所づくりを推進します。 また、児童の安全・安心な居場所である「放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）」を、全ての小学校で実施します。
○不登校児童生徒等への支援 不登校の背景にある、心身の健康状態、いじめなどのトラブル、家庭の問題などの理解と解決に向けた対応を図るため、学校、教育総合相談センター、子ども家庭支援センター、児童館、放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）等が連携し、地域の不登校等の児童・生徒への支援を行います。 令和5年度には、「北区立学校不登校対応基本方針」を策定して、北区が取り組む不登校対応策の方向を示すとともに、区立全小・中学校へのスクールカウンセラーの配置、1人1台端末（きたコン）のまなびポケットのメッセージ機能を利用した相談事業（子ども相談ポスト）の実施など、不登校やその他の困難を抱える子どもへの相談支援を行います。あわせて、校内及び校外における居場所の確保と指導員の配置、民間フリースクール等と連携した支援、適応指導教室の事業内容の拡充など、不登校児童・生徒に対する支援の充実を図ります。 ヤングケアラーの子どもたちに対しては、子ども家庭支援センターにおいて、関係機関と連携した相談支援を行います。 また、精神保健相談の一環として、ひきこもり相談や家族への指導助言を実施します。
②文化・スポーツ・国際交流活動等の推進
○放課後・週末事業の充実 家庭、地域、学校、関係団体等が連携・協力し、「放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）」等で多様な事業を実施します。
○各種スポーツ・レクリエーション事業の充実 青少年地区委員会やスポーツ団体等の関係団体が、子どもが参加しやすいスポーツ・レクリエーションプログラムを提供するとともに、スポーツ・レクリエーションを通じた異年齢交流を図り、社会性や協調性を養います。 また、JOC（日本オリンピック委員会）等と連携を図りながら、小・中学生を対象に、スポーツ教室などを開催します。
○豊かな体験活動の充実 野外活動での共同作業やレクリエーション、「親子ふるさと体験事業」等での体験をとおして、生活技術の習得と社会性や協調性を養う機会を提供します。
○国際交流活動の推進 「中学生イングリッシュキャンプ」、「中学生海外交流事業」、高校生を対象とした「北区青少年交流団海外派遣事業」（ウォルナットクリーク市との交流事業）を通じて、国際化に対応する基礎的・実践的コミュニケーション能力を高めるとともに、異文化理解の促進を図ります。
○文化・芸術等に親しむ機会の充実 児童館（子どもセンター含む）、保育園、わくわく☆ひろばにおいて、昔遊びや伝統的な文化の継承活動を行うほか、「子ども文化教室」等を通じて、文化・芸術等に親しむ機会を提供します。

	○読書活動の推進 読み聞かせ、おはなし会等の読書活動推進事業について、ボランティアやNPO等、地域の読書活動支援者との協働体制のもと、地域ぐるみの読書活動の推進を図り、あわせて国際交流についても取り組みます。また、学校図書館指導員の派遣による学校図書館の一層の活用充実を図ります。
	○顕彰（表彰）事業の推進 「北区子どもかがやき顕彰」として文化、スポーツ等において優秀な成績をおさめた児童生徒等を表彰することにより、青少年が自らの能力に自信を持ち、未来への夢と希望を育めるよう支援します。
	○平和に関する事業の推進 平和祈念週間事業において、平和祈念コンサートや「平和展」における児童館作品の展示、区内の平和に関する史跡を巡る「親子で学ぶ平和バスツアー」を実施し、子どもたちをはじめとした幅広い世代に対して、平和への意識醸成を図ります。

参考資料

注釈

(注1) GIGAスクール構想

GIGAスクール構想とは、文部科学省が提唱する児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の小中学校で実現する構想。

(注2) ヤングケアラー

法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子どもで、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。

(注3) キャリア教育

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

(注4) ダイバーシティ

多様性の意。ダイバーシティ アンド インクルージョンで多様性や多文化を受け入れ、尊重するという意味。

(注5) ファミリールール講座

事例をもとに5～8人位のグループで意見交換をし、様々な視点での考え方をもとにネット社会の負の側面に関する知識を習得しながら、「家庭でのルール作り」を家庭で実践できるよう、ルール作りのコツを学ぶ東京都の実施する講座。

(注6) WEBQ

インターネット環境を用いて、児童生徒の学級満足度をアンケート実施日当日に把握することができる学級経営サポートシステム。児童・生徒の学級での適応感や満足度を測り、よりよい学校生活の充実と人間関係づくり・学級づくりに役立てます。いじめ防止・不登校傾向を事前にキャッチし、学校生活への適応を前提に学習指導も包括したサポートが可能。

(注7) スクールカウンセラー

学校で心理相談業務に従事する心理の専門職。

(注8) サブファミリー

中学校1校とその通学区域内の複数の小学校、幼稚園、認定こども園からなるネットワーク。

(注9) スクールソーシャルワーカー

社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、いじめや不登校、児童虐待、暴力行為等の問題を抱えた児童・生徒に対し、教育の分野において当該児童・生徒を取り巻く環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築等、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく専門職。

(注10) 中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業

中学生・高校生の皆が、将来あらゆる分野の職業にチャレンジできるよう、職業選択の一つの機会として様々な職業分野で活躍している女性を講師として派遣し、その仕事を選択した理由・向き合う姿勢等を講演してもらい、女子生徒の将来の職域拡大を図るとともに、男子生徒の意識啓発も行う事業。

(注11) 要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。

(注12) 特定妊婦

望まない妊娠や若年の妊娠等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

(注13) そらまめ相談室

子育て中のひとり親家庭（離婚前含む）に向けた、日常生活の一般相談や、専門家による法律・家計相談など、幅広く相談できる窓口。

(注14) CAP

C h i l d A s s a u l t P r e v e n t i o nの略で、子どもの虐待防止、人権意識を養うための教育プログラム。大人向けと子ども向けのプログラムがあり、1978年米国オハイオ州コロンバスのレイプ救護センターで初めて開発・実施された。

(注 15) 認定こども園

幼稚園と保育園の機能を併せもち、小学校入学前の教育と保育を一体的に行う施設。

(注 16) はぴママたまご・ひよこ面接

保健師等の専門職員が、妊娠、出産、子育て等に関する相談を受けたり、区で実施している母子保健事業などの情報提供を行う。相談を終えた方には子育てグッズをプレゼントしています。令和2年12月より、子ども家庭支援センターでは、里帰り出産等で来館困難な方を対象にオンライン面接を開始した。

(注 17) 親育ちサポート事業

親同士が抱えている悩みや関心事を共有し、協力しながら自分にあった子育ての仕方を共に学ぶ場を提供し、親がいきいきと自信を持って子育てができるよう支援する事業。

参考資料

令和6年度北区青少年健全育成活動基本方針 検討経過

会 議	開催日・会場・出席者数	内 容
青少年育成部会	令和6年1月5日（金） 北とぴあ701会議室 9名	令和6年度北区青少年健全育成 活動基本方針（案）について
環境整備部会	令和6年1月11日（木） 北とぴあ701会議室 14名	
企画部会	令和6年1月16日（火） 北とぴあ701会議室 12名	
総 会	令和5年2月1日（木） 北とぴあ飛鳥ホール 40名	1. 令和6年度北区青少年健全育成 活動基本方針（案）について 2. 令和6年度東京都北区青少年健全育 成活動功労者表彰被表彰者について 3. 北区の青少年非行の現状について

参考資料

地方青少年問題協議会法

(昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号)
最終改正：平成二五年六月一四日法律第四四号

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 （略）

東京都北区青少年問題協議会条例

(昭和29年4月2日条例第4号)

改正 昭和40年10月 4日条例第24号

昭和43年 3月30日条例第 4号

昭和48年 3月31日条例第 5号

平成26年 3月26日条例第 8号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき東京都北区に東京都北区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は会長及び次に掲げる者の中から区長が任命又は委嘱する委員53人以内をもつて組織する。

- 一 北区議会議員
- 二 学識経験者
- 三 関係行政機関の職員
- 四 北区関係職員

2 会長は、区長をもつて充てる。

(委員の任期)

第3条 前条第2号の委員の任期は2年とし補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。但し再任をさまたげない。

(会長の権限並びに副会長の設置及び権限)

第4条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 協議会に副会長を置く。
- 3 副会長は委員が互選する。
- 4 副会長は会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長がともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会は会長が招集する。

(専門委員)

第6条 協議会に専門の事項を調査させる為必要がるときは専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は学識経験者のうちから、区長が委嘱する。

(定数及び表決数)

第7条 協議会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和40年10月4日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和43年3月30日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和48年3月31日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年3月26日条例第8号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

東京都北区青少年問題協議会要綱

(委員の定数)

第1 東京都北区青少年問題協議会条例(以下「条例」という。)第2条の委員の定数は、次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|-------|-------------|-------|
| 一 北区議会議員 | 4人以内 | 三 関係行政機関の職員 | 5人以内 |
| 二 学識経験者 | 34人以内 | 四 北区関係職員 | 10人以内 |

(関係行政機関の職員)

第2 条例第2条第3号の関係行政機関の職員は、次の各号に掲げるものとする。

- | | | |
|-----------|--------------|-----------|
| 一 滝野川警察署長 | 三 赤羽警察署長 | 五 北児童相談所長 |
| 二 王子警察署長 | 四 王子公共職業安定所長 | |

(北区関係職員)

第3 条例第2条第4号の北区関係職員は、次の各号に掲げる職にあるものとする。

- | | | |
|----------|----------|------------------|
| 一 副区長 | 四 危機管理室長 | 七 子ども未来部長 |
| 二 教育長 | 五 地域振興部長 | 八 まちづくり部長 |
| 三 政策経営部長 | 六 福祉部長 | 九 教育委員会事務局教育振興部長 |

(幹事)

第4 東京都北区青少年問題協議会(以下「協議会」という。)に幹事若干名を置く。

2 幹事は、北区関係職員及び関係行政機関の職員のうちから区長が任命または委嘱する。

3 幹事は、委員及び専門委員を補佐し、協議会会務をつかさどる。

(書記)

第5 協議会に書記若干名を置く。

2 書記は、北区関係職員のうちから区長が任命する。

3 書記は、会長の命をうけて事務に従事する。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育振興部生涯学習・学校地域連携課において行う。

付 則

この要綱は、昭和29年4月10日から実施する。

付 則

この要綱は、昭和40年10月4日から実施する。

付 則

この要綱は、昭和48年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成5年6月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成16年5月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

付 則
この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

付 則
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

付 則
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

東京都北区青少年地区協議会細則基準

(昭和48年4月1日施行)

(一部改正 昭和49年4月1日)

(一部改正 平成 2年4月1日)

(一部改正 平成10年4月1日)

(一部改正 平成14年4月1日)

(一部改正 平成28年4月1日)

(目 的)

第1条 東京都北区青少年〇〇地区協議会(以下「本協議会」という。)は、地域における特殊事情を十分に配慮し、青少年の非行及び事故の防止、家庭教育の向上並びに青少年の健全育成などに関する活動について、地区委員会相互の連絡調整を図ることを目的とする。

(組 織)

第2条 本協議会は、青少年問題協議会長から委嘱をうけた次に掲げる委員をもって構成する。

- 一 本協議会の区域に所属する地区委員会会長
- 二 本協議会の区域に所属する地区委員会副会長の代表1名
- 三 本協議会の区域に所属する児童委員の代表1名
- 四 本協議会の区域に所属する保護司の代表1名
- 五 本協議会の区域に所属する小・中学校の校長の代表各1名
- 六 本協議会の区域に所属する各小・中学校PTAの代表
- 七 本協議会の区域に所属する各小・中・高等学校の生活指導主任
- 八 本協議会の区域に所属する警察署生活安全課長及び少年係長
- 九 本協議会の区域に所属する地区委員会幹事

2 前項第2号から第4号及び第6号に掲げる委員は、地区委員会の推薦による。

3 前項第5号に掲げる委員は、小学校長会又は中学校長会の推薦による。

(委員の任期)

第3条 前条第1項第1号から第4号及び第6号の委員の任期は、地区委員会の任期をもって本協議会の任期とする。但し再任をさまたげない。

(役 員)

第4条 本協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

(招 集)

第5条 本協議会は、必要に応じて会長が招集する。

(その他)

第6条 本協議会の事務局は、教育委員会事務局教育振興部生涯学習・学校地域連携課に置く。

2 本協議会の運営に要する経費は、区の委託料をもって充てる。

付 則

この細則は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成 2年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

東京都北区青少年地区委員会規約基準

(昭和 48 年 4 月 1 日施行)

(一部改正 昭和 52 年 4 月 1 日)

(一部改正 昭和 61 年 5 月 1 日)

(一部改正 平成 13 年 4 月 1 日)

(一部改正 平成 15 年 4 月 1 日)

(一部改正 平成 24 年 4 月 1 日)

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、東京都北区青少年〇〇地区委員会とし、事務所を北区役所〇〇地域振興室に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、本規約第 3 条の活動目的を通じて、地域における青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(活動目標)

第 3 条 本会の活動目標は、次に掲げるものとする。

- 一 青少年をめぐる社会環境の浄化及び青少年の非行並びに事故の防止に関すること。
- 二 家庭教育の向上に関すること。
- 三 青少年のための文化、体育施設の活用に関すること。
- 四 校外生活指導及び青少年の余暇指導の強化に関すること。
- 五 働く青少年の指導育成に関すること。
- 六 青少年団体の指導育成に関すること。
- 七 児童福祉対策の強化に関すること。
- 八 その他青少年の健全育成について必要なこと。

(任 務)

第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達するために必要な前条の活動目標について、つぎに掲げる事項を行うことを任務とする。

- 一 北区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）において樹立した総合的施策を実施すること。
- 二 地区内居住青少年の実態把握に努め、これに基づいて地区の実情に即した事業を選択し、これを効果的に推進すること。
- 三 本会の活動について、地域住民の理解と協力を得ることに努め、その総力の結集を図ること。
- 四 関係機関、団体相互の連絡調整を図り、その活動について協力、援助を行うこと。

(委 員)

第 5 条 本会は、次に掲げる者について、協議会の長から委嘱を受けた委員をもって構成する。

- 一 地区内に居住する協議会の委員
- 二 地域内に所在又は地区を通学区域とする小・中・高等学校の代表並びに生活指導主任
- 三 地域内に居住する児童委員 若干名

- 四 地域内に居住する保護司 若干名
- 五 地区内に関係ある青少年委員
- 六 地域内に居住又は関係あるスポーツ推進委員
- 七 地域内に居住する少年補導員
- 八 地区内にある各PTAの代表
- 九 地区内にある青少年団体及び女性団体の代表
- 十 地区内にある商店街並びに工場、事務所の代表
- 十一 地区内にある町会・自治会の代表
- 十二 地域内に所在する児童館館長
- 十三 地区内に居住し、年齢18歳以上の者で、青少年の実地指導に特に熱意があり、人格円満にして、活動力を有する者
- 十四 その他本会において必要と認めた者

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、新委員が選任されるまでは在任するものとし、再任をさまたげない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長
- 二 副会長 若干名
- 三 会計 2名
- 四 理事 若干名
- 五 監事 2名

2 役員の任期は、委員の任期による。ただし、新委員の選任されるまでは在任するものとする。

(役員を選任及び任務)

第8条 役員を選任及び任務は、次のとおりとする。

- 一 会長、副会長及び会計は、理事の互選とする。
- 二 理事及び監事は、委員総会において選任する。
- 三 会長は本会を代表し、会務を掌理する。
- 四 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 五 会計は、本会の経理事務を司る。
- 六 理事は運営委員会を組織し、本会事業の企画及び運営を司る。
- 七 監事は本会の会務及び経理の監査を行う。

(委員総会・運営委員会)

第9条 委員総会は会長が招集し、本会の事業推進に関する基本計画を協議決定する。

2 委員総会は、年1回以上開催するものとする。

3 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。

(部制)

第10条 本会に次の部を置き、各種事業の実施を分担する。

- 一 青少年をめぐる環境の浄化、青少年の非行及び事故の防止、家庭教育の向上、青少年の文化、体育施設の活用などに関する事業を実施するため、環境整備部

を置く。

- 二 青少年の余暇指導、働く青少年の指導育成、青少年団体の指導育成などに関する事業を実施するため、健全育成部を置く。

- 2 前項の各部の組織及び運営方針については、運営委員会において定める。

(幹事及び書記)

第11条 本会に、幹事を置き、地域振興室長を充てる。

- 2 前項の幹事のほか必要に応じて、書記を置くことができる。
- 3 前各項の幹事及び書記は、区長の任命を受けて本会の事務に従事する。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本会会長の推薦により協議会の長から委嘱を受け、本会の運営その他について会長の諮問に答えるものとする。
- 3 顧問は、必要に応じて委員総会に出席することができる。

(経費)

第13条 本会の運営に必要な経費は、区の委託料、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

(推進委員及び推進委員会議)

第15条 本規約第5条第1項第13号に基づき選出された委員は、推進委員と称する。

- 2 推進委員は、推進委員会議を構成する。
- 3 推進委員の任務及び推進委員会議については、別に定める。

(事務規則)

第16条 会長は、必要と認めるときは会務の執行について運営委員会の議を経て、規則を制定することができる。

(規約改正)

第17条 本規約の改正は、運営委員会の議を経て、委員総会において決定しなければならない。

付 則

この規約は、昭和61年5月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

北区の青少年(令和6年度版)

刊行物登録番号
6-1-120

令和7年2月発行

発行 北区教育委員会事務局 教育振興部
生涯学習・学校地域連携課

北区滝野川2-52-10
電 話 (3908)9323
FAX (3900)1139